

資料 2

(案)



第2次名張市 男女共同参画 基本計画

ベルフラワーⅡ (改訂版)

2017～2026

平成29年度

令和8年度

名 張 市

はじめに

審議会後、作成予定

このたび策定しました「第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ」は、2016（平成28）年度を初年度とする名張市総合計画『新・理想郷プラン』の分野別計画として、また、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画及び配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画として位置づけています。

この計画では、これまでの取組の成果を踏まえ、新たな課題も視野に入れ、4つの重点項目を中心として、家庭、教育現場、働く場、地域などあらゆる分野での共同参画と協働が進むよう、実効性のある取組を進めていきますので、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、名張市男女共同参画推進審議会の委員のみなさまをはじめ、多くのみなさまから貴重なご意見をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

平成29年3月



名張市長 逸井利克

目 次

作成後、整理

基本目標 III 家庭生活と社会活動の両立支援	28
⑦ ワーク・ライフ・バランスの推進	28
⑧ 男女がともに安心して子育てができる環境の整備	32
⑨ 高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	35
基本目標 IV すべての人の人権が尊重される環境づくり	37
⑩ 男女の人権尊重	37
⑪ あらゆる暴力の根絶	39
⑫ 生涯にわたる健康の確保	43
第4章 計画の推進	
1. 計画の推進体制	46
2. 計画の進行管理	46
数値目標一覧	47
資料編	
名張市男女共同参画推進審議会委員名簿	48
名張市男女共同参画基本計画答申書	49
市民意識調査及び事業所アンケート調査の概要	50
男女共同参画都市宣言	51
名張市男女共同参画推進条例	51
名張市における男女共同参画施策のあゆみと現状	54
用語解説	55

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法第9条には、「地方公共団体は、男女共同参画社会の形成を促進するため、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務がある」と明記されています。

本市では、男女共同参画社会の実現を、新しい時代の要請を受けて目指すべき重要課題と位置づけ、2006（平成18）年4月に「名張市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

2007（平成19）年3月には、条例の基本理念に基づき、推進すべき施策の目標や方向性と、その内容を具体的に明らかにする「名張市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的に施策を展開してきました。

計画の策定から10年が経過した中で、毎年実施している総合計画にかかる市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない」という市民の割合は、若い世代を中心に増加しつつあり、また、男女共同参画センターの開設など、一定の成果を上げています。

しかし、2014（平成26）年10月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下「男女共同参画に関する市民意識調査」という。）では、男女の地位について、「男性が優遇されている」と答えた人の割合に大きな改善は見られません。また、政策や方針を決定する過程への女性の参画や、家事・子育て・介護などへの男性の参画も十分に進んでいない状況にあります。さらに、性別による差別的な扱いの禁止の徹底やワーク・ライフ・バランス*の推進など、男女共同参画社会の実現のためには、まだ多くの課題が残されています。

こうした課題やこれまでの成果を踏まえるとともに、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、貧困など格差の拡大といった社会情勢の変化に伴う新たな課題を視野に入れ、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組を継承し、発展させていくことを目指し、性別にかかわらず市民一人ひとりが自分らしく幸せに暮らしていくための指針として、「第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

（1）本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び条例第11条第1項に基づく男女共同参画社会を実現するための基本計画とします。また、国の「男女共同参画基本計画」及び「三重県男女共同参画基本計画」を踏まえることとします。

（2）本計画は、名張市総合計画『新・理想郷プラン』に基づき策定する具体的な分野別計画と位置付け、「名張市人権施策基本計画」や「ばりっ子すくすく計画」をはじめとした市の人権、教育、健康福祉などの分野別計画とも連携し、整合を図りま

*ワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

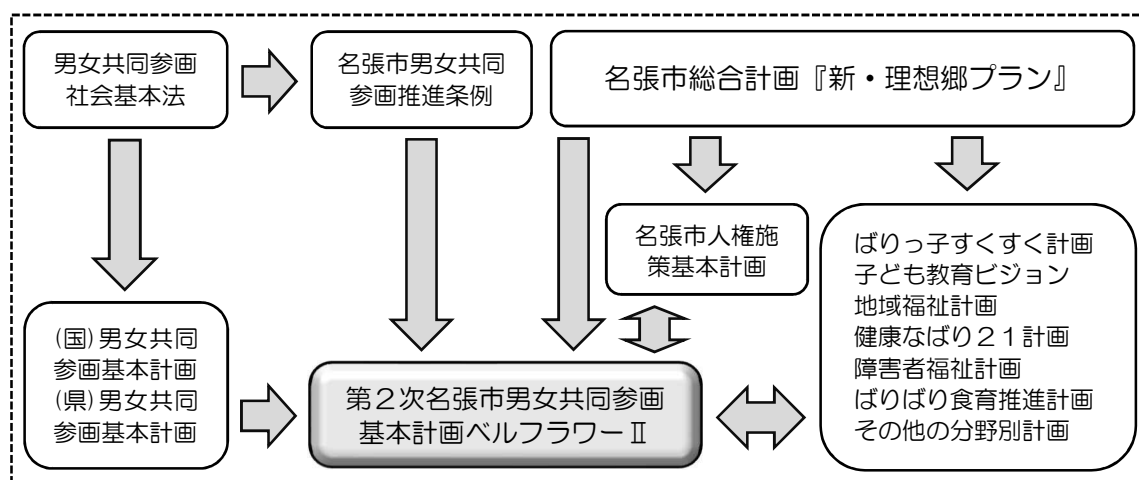
す。

また、条例第12条で定めている「市のあらゆる施策の策定、実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮すること」を踏まえ、関係部局との調整を図って取組を進めます。

(3) 本計画の基本目標Ⅰ重点課題①施策の方向2及び基本目標Ⅱ、Ⅲを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」※（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に定める「市町村推進計画」として位置付けます。また、本計画の基本目標Ⅳ重点課題①を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」として位置付けます。

(4) 施策の実効性を高めるため、様々な施策について可能な限り具体的な数値目標を設定することとし、項目数を現行の24項目から35項目に増やします。

計画の位置付け



3. 計画の期間

本計画は、おおむね10年先を見据えた名張市総合計画『新・理想郷プラン』との整合を図り、2017（平成29）年度を初年度とし、2026（令和8）年度を目標年度とします。本計画は、進捗管理の一環として見直しを行ったもので、計画後期の2022（令和4）年から2026（令和8）年までの5年間とします。



※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に、2015（平成27）年8月に成立、2016（平成28）年4月に施行された10年間の時限立法。301人以上〔2022（令和4）年4月からは、101人以上〕の労働者を常時雇用する事業所と、事業主としての国や地方公共団体には、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。300人以下の労働者を雇用する事業所については現在努力義務。

4. 計画の重点項目

国の男女共同参画施策の方向や本市の現状と課題を踏まえ、次の事項を重点項目として位置付け、分野別施策については、関係部局との調整を図り、総合的に取組を進めます。

(1) 意識啓発のさらなる推進とワーク・ライフ・バランスの実現

男女共同参画意識の確立のため、これまで取り組んできた意識啓発をさらに推進するとともに、働き方の見直しや男性の家事・子育て・介護への参画促進など、暮らしの中でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。

(P10 計画の体系 重点課題①、②、⑤、⑦参照)

(2) 事業所、地域、行政分野における女性の活躍推進

政策や方針を決定する過程への女性の参画など、女性の活躍を推進する取組を進めるため、事業所や地域への働きかけを進めます。

行政分野においては、女性活躍推進法に基づき本市が策定した第2次名張市特定事業主行動計画^{※1}に沿った取組を進めます。

(P10 計画の体系 重点課題③、④、⑤、⑦参照)

(3) 防災における男女共同参画

防災における女性の参画拡大や男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。

(P10 計画の体系 重点課題⑥参照)

(4) すべての人の人権尊重

性別にかかわらずすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、性的マイノリティ^{※2}についての理解の促進や、性別による差別的な扱いの根絶に向けた取組を進めます。

(P10 計画の体系 重点課題⑩、⑪参照)

※1 第2次名張市特定事業主行動計画

女性の活躍推進に向けて、本市が事業主として市職員を対象に取り組む方針と数値目標を設定した行動計画。
計画期間：2021（令和3）年度～2026（令和8）年度

※2 性的マイノリティ（性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう）

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感をもつ人）などの方々の総称として使われています。言葉の頭文字をとった「LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）」という言葉は、性的マイノリティと同じ意味合いで使用されることが多いです。

5. 計画策定の背景

(1) 世界の動き（ ページ参照）

国際連合は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を行うため、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定めて「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択し、その後10年間で「国際婦人の十年」として、世界の国々に対して女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

1979（昭和54）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

また、1995（平成7）年には、第4回世界女性会議がアジアで初めて北京で開催され、21世紀に向け世界の女性の行動の指針となる「行動綱領」が採択されました。

そして、2000（平成12）年には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、各国の決意表明や理念をうたった「政治宣言」と、行動綱領の実施促進を図る「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）が採択されました。

2005（平成17）年には、「北京+10（第49回国連婦人の地位委員会）」、2015（平成27）年には、「北京+20（第59回国連婦人の地位委員会）」が開催され、北京宣言と行動綱領の完全実施を求める宣言が採択されました。

また、2015（平成27）年には、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットにおいて採択され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

2016（平成28）年に開催されたG7伊勢志摩サミットでは、女性の活躍が優先課題の一つとして採り上げられました。

(2) 国の動き

国は、国連をはじめとする国際的な動きに対応して、1977（昭和52）年に「国内行動計画」を策定し、女性の地位向上に関する総合的な取組が始まりました。

1985（昭和60）年には、「女子差別撤廃条約」を批准し、翌年、男女雇用機会均等法が施行されました。

また、1999（平成11）年には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進することが明記されました。

これを受け、2000（平成12）年に、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的・体系的に推進するため、「男女共同参画基本計画」が策定され、以後、5年ごとに計画の見直しが図られています。

また、2001（平成13）年には、配偶者からの暴力に係る通報や相談・保護・自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が施行されました。

2016（平成28）年4月には、女性活躍推進法が施行され、「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。また、「男女雇用機会均等法」が改正され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

2018（平成30）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

また、2020（令和2）年には、国の「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

（3）三重県の動き

三重県では、国の「国内行動計画」の策定を受けて、2年後の1979（昭和54）年に、「三重県の婦人対策の方向」（県内行動計画）が策定され、1987（昭和62）年には、「みえの第2次計画－アイリスプラン」が策定されました。

その後、1995（平成7）年には、「男女共同参画推進プラン－アイリス21」が策定され、「人権の尊重と男女平等」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けた県の指針が打ち出されました。

2000（平成12）年には、男女共同参画社会基本法の趣旨、理念などを踏まえ、「三重県男女共同参画推進条例」が公布されました。これを受け、2002（平成14）年3月には、「三重県男女共同参画基本計画」が策定され、2011（平成23）年3月には、「第2次三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2017（平成29）年には、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」を策定し、性別をはじめ年齢、障害の有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし県民とともに取り組んでいくとしました。

また、2019（平成31）年には、都道府県で初めてとなる県職員向けのガイドライン「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン～LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）について理解を深め、行動する～」を作成されました。

2021（令和3）年には、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が制定され、「第3次三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、この条例に基づき、9月から「県パートナーシップ宣誓制度」が運用されています。

（4）名張市の動き

名張市における男女共同参画施策は、1992（平成4）年に「女性施策検討委員会」を設置し、全庁的な取組についてのアンケート調査や意識啓発活動などを実施したことから始まります。その後、女性行動計画の策定に向けて、1994（平成6）年に、女性問題に関する市民意識調査を実施、1995（平成7）年10月に名張市女性行動計画策定懇話会からの提言を受け、1996（平成8）年9月、広く市民の意見を反映した名張市女性行動計画「ベルフラワープラン～男女が輝いて生きる地域社会をめざして～」を策定しました。

2004（平成16）年には、国の男女共同参画基本計画の策定を受けて、「男女共同参画都市宣言」を行い、翌年の9月議会において全会一致で「名張市男女共同参画推進条例」が可決、成立しました。

この条例の施行を受け、2006（平成18）年5月には、庁内の名張市男女共同参画推進施策検討会議による検討を進め、2007（平成19）年3月に、名張市男女参画推進審議会からの答申を受けて、「名張市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2009（平成21）年6月には、男女共同参画に関する情報収集・情報発信や市民、市民活動団体などの交流の場、各種相談の拠点施設として、名張市男女共同参画センターを開設しました。

2014（平成26）年10月には、次期基本計画の策定に向けて、男女共同参画に関する市民意識調査と事業所アンケート調査を実施しました。その調査結果や国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえた計画案を作成し、2017（平成29）年3月に**本計画**を策定しました。現在、計画に基づく取組を進めていますが、社会経済情勢の変化に対応するため、2021（令和3）年度に中間見直しを行うことを定めています。この見直しに伴い、2020（令和2）年4月に、男女共同参画に関する市民意識調査と事業所アンケート調査を実施しました。その調査結果や国の基本計画を踏まえた計画案を作成し、本計画の策定を行いました。

また、2020（令和2）年8月には、性の多様性が尊重され、誰もが生きやすい社会を実現することを決意した「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言が可決されました。

第2章 基本目標と計画の体系

1. 基本目標

「名張市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえて、次の4つの基本目標と12の重点課題を掲げて施策を推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

家庭、地域、働く場における男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動や情報提供などを通して、社会制度・慣行の見直しに取り組みます。また、子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成に向けた保育、教育を推進するとともに、家庭、地域における学習や国際的協調の推進に努めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政、地域、働く場などにおける政策・方針決定の場への女性の参画拡大や人材育成を推進するとともに、雇用における男女の均等な機会の確保や女性の就労、能力開発などエンパワーメント^{※1}のための支援などに努めます。また、防災における男女共同参画の推進に取り組みます。

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

働き方の見直しや家庭における男性の家事・子育て・介護などへの参画促進とワーク・ライフ・バランスの推進に努めるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めます。また、高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備に取り組むことにより、仕事と家庭生活、社会活動の両立支援に努めます。

基本目標Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり

DV（ドメスティックバイオレンス）^{※2}やハラスメント^{※3}などの性別による差別的な扱い、暴力の根絶に向けた取組をはじめ、性的マイノリティとされる人たちへの理解の促進を図るとともに、メディアにおける人権尊重のための意識啓発や教育に努めます。また、生涯にわたる健康の保持促進と性差に応じた相談体制の充実など、健康支援の推進に努めます。

※1 エンパワーメント

力をつけること。女性が政治、経済、社会、家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方。

※2 DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力などの精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれます。デートDVは、結婚していない若い恋人間に起こる暴力、デート相手に対する暴力のこと。

※3 ハラスメント

いろんな場面での「いやがらせ、いじめ」のこと。その種類はさまざまですが、本人の意思にかかわらず、他者に対する発言・行動などが相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。セクシュアルハラスメント（セクハラ）のほか、アカデミックハラスメント（アカハラ）、モラルハラスメント（モラハラ）などがあります。


2. 「第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ」とSDGs

第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡは、男女共同参画社会の実現を目指し、市民・地域・事業者・市民活動団体・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協働して取り組むものです。

この具体的な取組みは、SDGsと同じ方向性を持つものです。

本計画に定める「重点課題」「施策の方向」とSDGsの関連は、次表のとおりです。国際的な、約束である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の推進につながるよう、取組を継続していきます。

◎国連持続可能な開発目標（SDGs）

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる。	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	国内及び各国家間の不平等を是正する。
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な消費生産形態を確保する。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセス提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。		

3. 計画の体系

基本目標	ページ数	重点課題	施策の方向	関連するSDGsの目標	すべてに関連するSDGsの目標
I 男女共同参画意識の確立	P12~	①男女共同参画の視点立った社会制度・慣行の見直し	1 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり		
			2 働く場における男女共同参画の意識づくり		
	P15~	②あらゆる教育の機会における男女共同参画と国際的協調	3 子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成		
			4 家庭・地域における教育、学習の推進		
			5 国際的協調の推進		
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	P19~	③政策・方針決定過程への女性の参画拡大	6 行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大		
			7 審議会などにおける積極的な女性の登用		
			8 事業所・地域におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進		
	P22~	④地域における男女共同参画の推進	9 地域づくり組織などにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大		
			10 人材育成のための講座などの実施		
	P24~	⑤働く場における男女共同参画の推進	11 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保		
			12 農林業、商工業などの女性従事者への支援		
			13 女性の就労・能力開発のための支援		
	P29~	⑥防災における男女共同参画の推進	14 防災における女性の参画拡大		
			15 男女共同参画の視点立った防災体制の確立		
III 家庭生活と社会活動の両立支援	P31~	⑦ワーク・ライフ・バランスの推進	16 男性の積極的な家事・育児・介護への参加		
			17 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進		
	P36~	⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備	18 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実		
			19 地域で子どもを育てる環境づくり		
	P39~	⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備	20 ひとり親家庭などに対する支援の充実		
			21 高齢者や障害者が安心して暮らせる支援の充実		
IV すべての人の人権が尊重される環境づくり	P42~	⑩男女の人権尊重	22 性別に左右されない人権尊重の意識づくり		
			23 メディアなどにおける人権尊重		
	P44~	⑪あらゆる暴力の根絶	24 権利侵害についての相談体制の充実		
			25 DV防止対策及び被害者支援の充実		
			26 セクシュアルハラスメントなどの防止		
	P49~	⑫生涯にわたる健康の確保	27 生涯にわたる健康の保持促進		
			28 性差に応じた健康支援の推進		

は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目
 は配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画に位置付ける項目

第3章 基本目標と重点課題

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

重点課題① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

関連するSDGsの目標



現状と課題

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解と意識の形成を図る必要があります。

条例では、「性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直す」ことを規定しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、「男だから、女だから」ということだけで働き方や様々な活動、生き方までもが制限されるような性差に対する偏見、さらに長い歴史の中で培われてきた社会制度や慣行に基づくジェンダー（社会的性別）* 意識は、日常生活の中で依然として根強く残っています。

毎年実施している総合計画にかかる市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない」という市民の割合は、2014（平成26）年には76.1%でしたが、2020（令和2）年には、83.2%と増加しており、少しずつ「男女平等」の意識に変化が見られます。

一方で、2020（令和2）年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、家庭、職場、地域等における男女の地位について（図1-3）、2014（平成26）年調査と比べると、「平等」と答えた人の割合が増加傾向にあるものの、全項目において女性より「男性のほうが優遇されている」と答えた人の割合が高くなっており、実態としては男女共同参画が進んでいない状況です。

このように意識と実態に大きな違いがある中で、長時間労働の是正など働き方を見直し、様々な分野へ女性が参画し、活躍できる環境を整えるとともに、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現を広く訴えていくことが重要です。

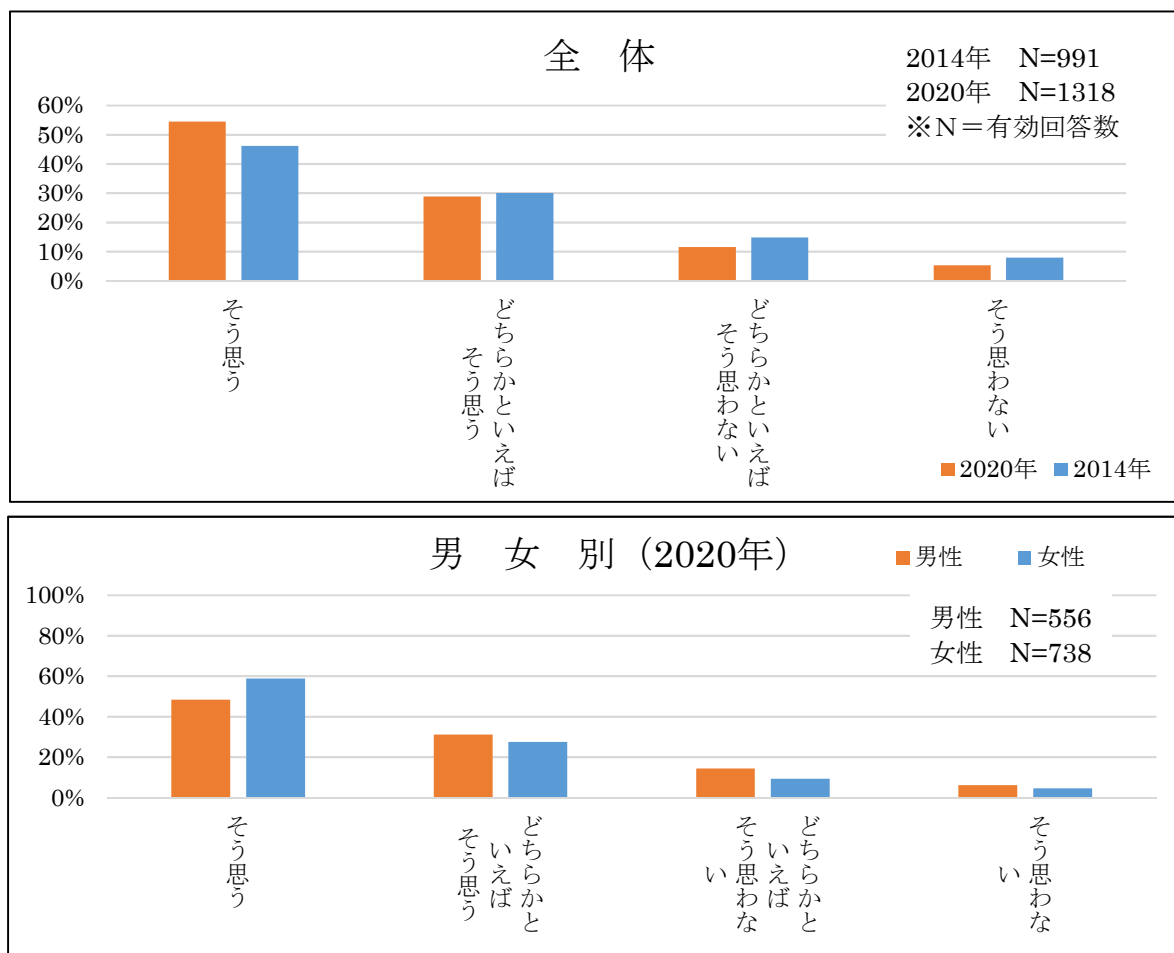
そのためには、市民、事業者、地域、行政が一体となって、家庭や学校、働く場、地域など身近なところから、男女平等と男女共同参画の意識づくりの取組を積極的に進める必要があります。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
男女の固定的な役割分担に同感しないという市民の割合	76.1%	81%	84%	人権・男女共同参画推進室
男女共同参画講座など学習機会の提供回数【延べ値】	—	80回	160回	
名張男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体数	20団体	25団体	30団体	

※ジェンダー（社会的性別）

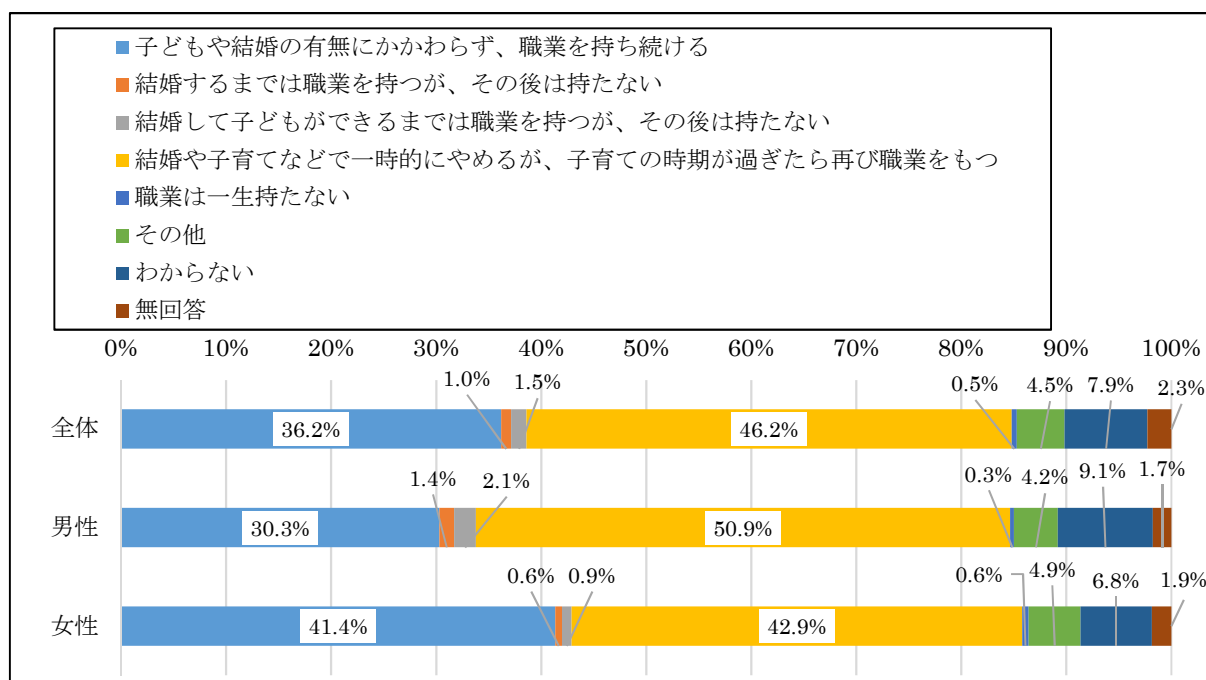
人間には生れついで生物学的性別（セックス／SEX）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性・女性の別をジェンダー／gender（社会的性別）という。

図 1-1「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない」市民の割合



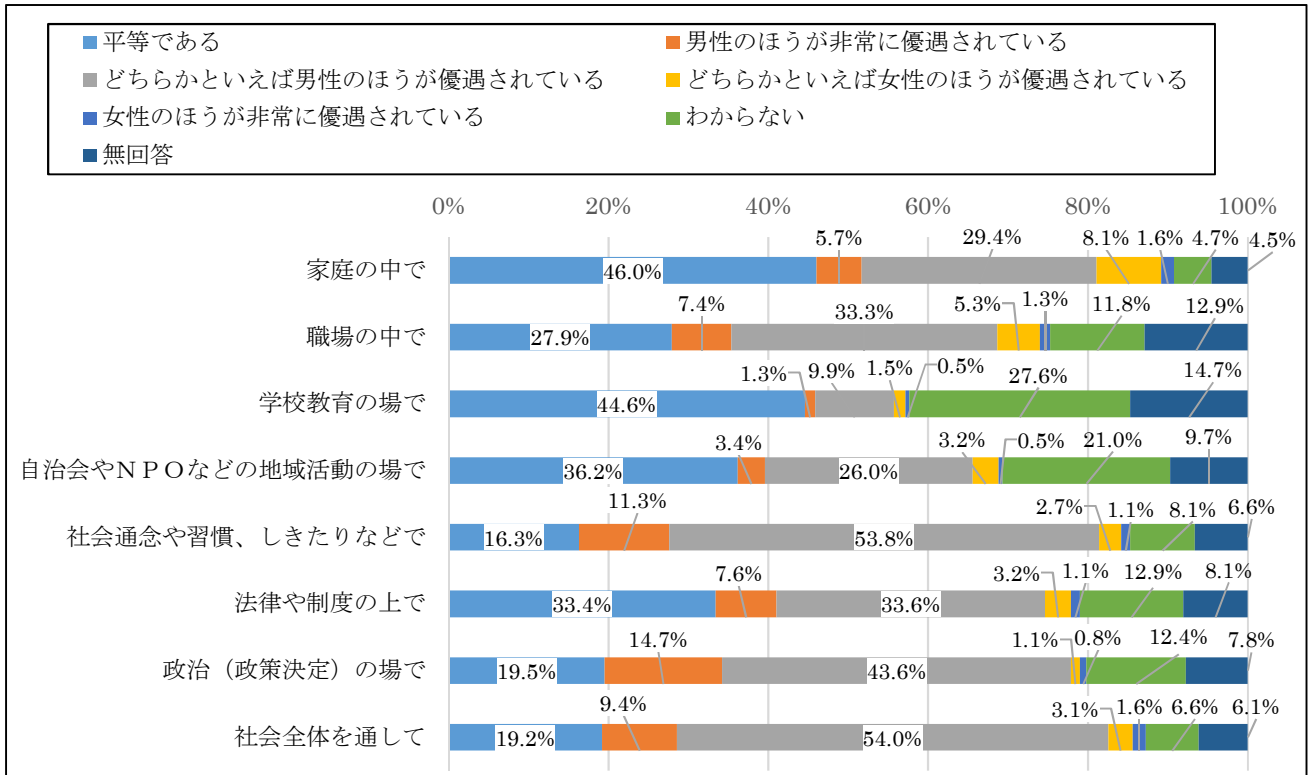
資料：総合計画にかかる市民意識調査（2014年5月、2021年2月）

図 1-2 女性が職業をもつことについての考え



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

図 1-3 男女の地位について



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

施策の向

1 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
1	市広報、ホームページなどのメディアを通じた意識啓発	広報なびりでの特集記事掲載や市ホームページ、庁内掲示板、FMラジオなど、あらゆるメディアを通じて意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
2	市民や市民活動団体などとの協働による意識啓発	市民や市民活動団体などと協働・連携して、男女共同参画週間行事やフォーラムの開催など啓発を行います。	
3	「男女共同参画を考える日」を活用した意識啓発	性別による固定的な役割分担意識や社会制度・慣行の見直しなどのため、毎月22日の「男女共同参画について考える日」を活用して、啓発メッセージを発信します。	
4	男女共同参画センターでの情報発信、意識啓発	男女共同参画センターを事業推進の拠点として、学習・交流・相談などの場を提供するとともに、情報収集や「参画つうしん」などの情報提供による意識啓発を行います。	
5	市民、市民活動団体や地域への意識啓発	男女共同参画に関するイベントや出前トークの開催などを通じて、市民や市民活動団体、地域への意識啓発を行います。	
6	「名張男女共同参画推進ネットワーク会議」などへの支援や連携による啓発	「名張男女共同参画推進ネットワーク会議」や地域づくり組織などへの支援や連携により、市民への意識啓発を行います。	
7	市民活動団体などへの情報発信	男女共同参画意識の向上を図るため、市民活動支援センターで情報収集、情報交換、交流の場の提供を行います。	地域経営室

施策の向

2 働く場における男女共同参画の意識づくり

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
8	働く場における男女共同参画意識の普及啓発	関係機関と連携して、女性活躍推進法などの普及啓発や男女共同参画を進めている企業の事例紹介など、事業所への啓発を進めます。	商工経済室

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

重点課題② あらゆる教育の機会における男女共同参画と国際的協調

関連するSDGsの目標



現状と課題

個人の価値観やライフスタイルが多様化した現代において、市民一人ひとりの意識を高め、男女が自立した一人の人間として、個性や能力を十分に発揮するためには、家庭や学校、地域などにおける教育や学習の果たす役割が大変重要です。

しかし、図2-1に見られるように、関連する法令や制度についての認識は、今なお十分ではありません。

各地域での男女共同参画のための教育や学習を進めることにより、市民一人ひとりの意識の向上を図るとともに、次代を担う子どもたちが健やかに、そして個性と能力を十分発揮できるよう、また、子どもの最善の利益に配慮して育てていくために、学校・幼稚園・保育所など^{※1}で自己形成の基礎となる時期に男女共同参画に関する教育・保育を推進していくことが重要です。

このことは、性別にとらわれない自分らしい生き方を選択する力を身につけるとともに、男女共同参画についての正しい考え方を身につけた次代を担う市民を育成する上でも大切なことです。

また、男女共同参画社会の形成は、国際社会における活動と密接に関係しており、国の男女共同参画社会基本法では、基本理念の一つとして国際的協調を掲げていますが、ジェンダー・ギャップ指数^{※2}（図2-2）に見られるように、世界の国々の状況と比較して、依然として低い水準にとどまっています。

市民一人ひとりが国際社会の一員としての意識を高め、社会で多様な個性や能力を十分発揮することができるよう、情報の収集や提供、外国人との交流、国際理解のための教育などを通じて、国際的協調に努めることが必要です。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
「男女共同参画都市宣言・条例」の認知度	宣言:13.2% 条例:19.9%	宣言:20% 条例:30%	宣言:26% 条例:40%	人権・男女共同参画推進室

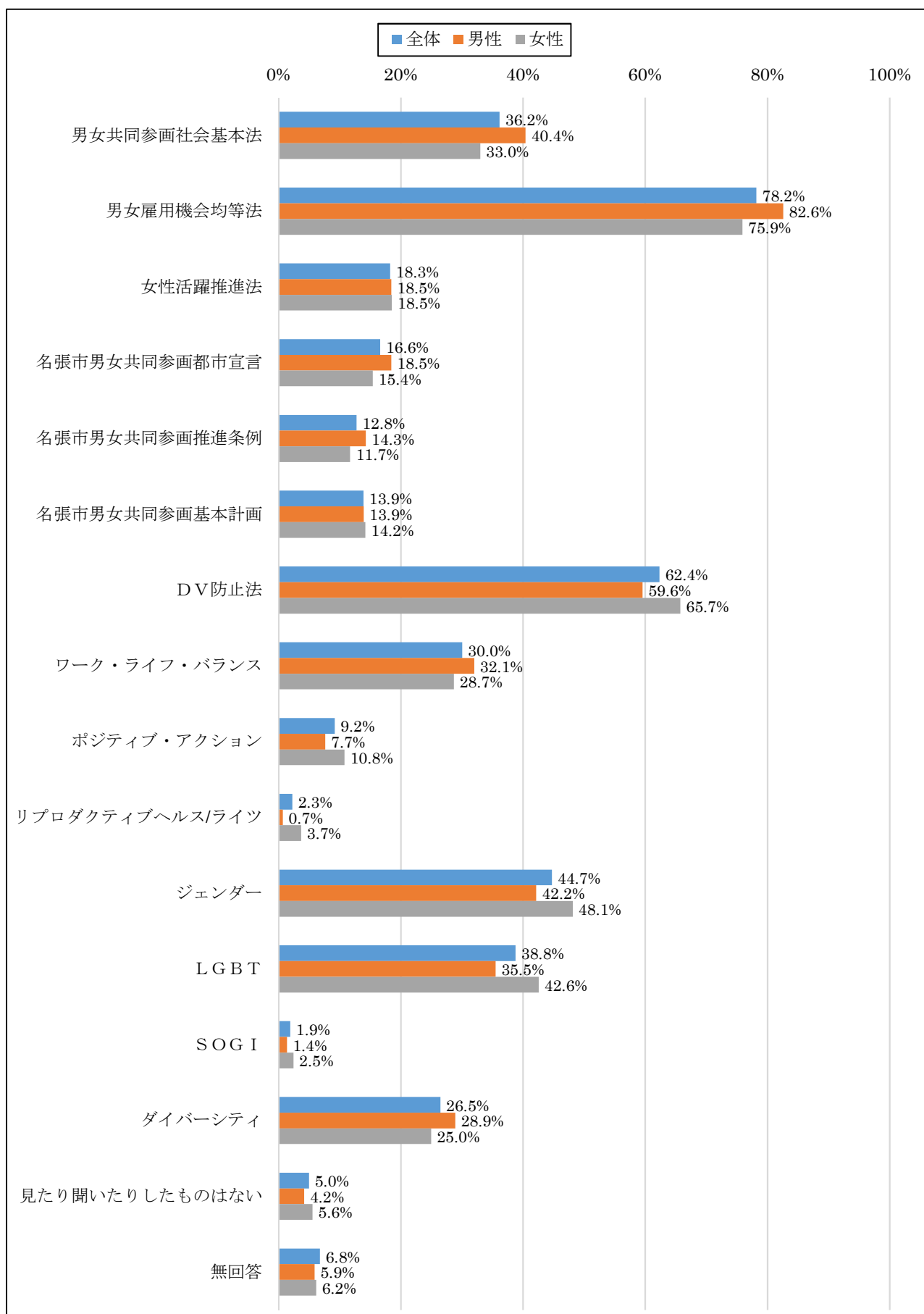
※1 保育所など

市立保育所、民間保育園のほか、民間認定こども園を指します。認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備えています。

※2 ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）

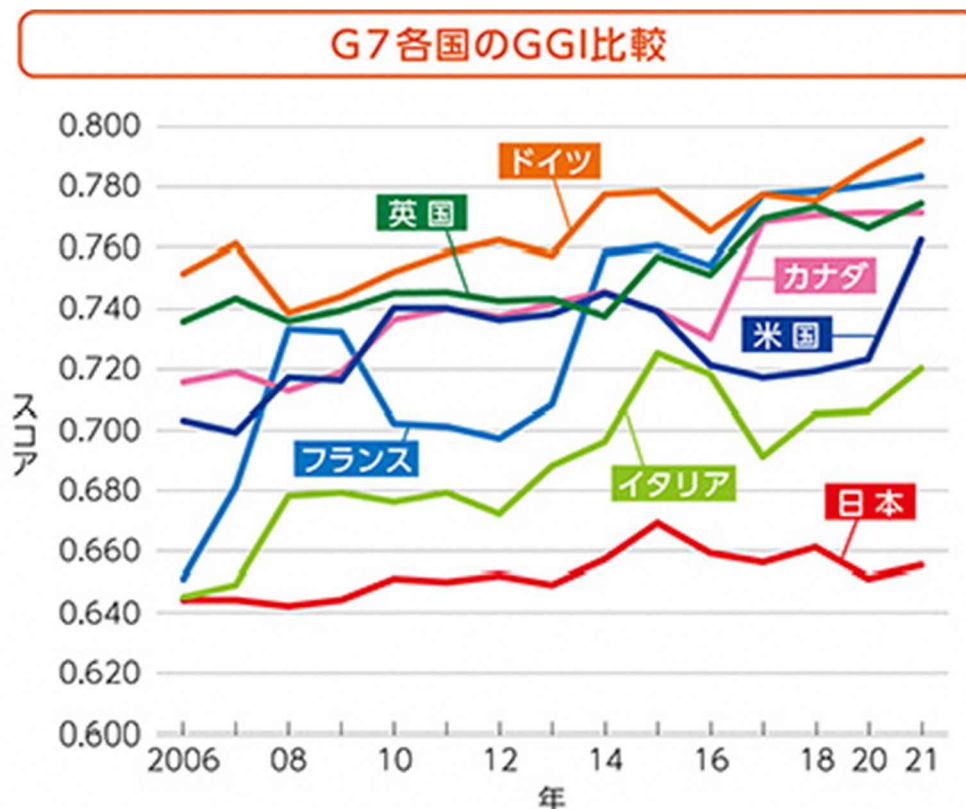
世界経済フォーラム（World Economic Forum）が毎年公表している男女格差を測る指数。世界各国における経済、教育、保健、政治の4分野（14項目）のデータから指数を算出し、総合点で順位付けしたもの。0が完全不平等、1が完全平等。

図 2-1 男女共同参画に関する政策・法律などの認知度



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

図2-2 日本のジェンダーギャップ指数(GGI)



**ジェンダーギャップ指数 (2021)
上位国及び主な国の順位**

順位	国名	値	前年値	前年からの 順位変動
1	アイスランド	0.892	0.877	-
2	フィンランド	0.861	0.832	1
3	ノルウェー	0.849	0.842	-1
4	ニュージーランド	0.840	0.799	2
5	スウェーデン	0.823	0.820	-1
11	ドイツ	0.796	0.787	-1
16	フランス	0.784	0.781	-1
23	英国	0.775	0.767	-2
24	カナダ	0.772	0.772	-5
30	米国	0.763	0.724	23
63	イタリア	0.721	0.707	13
79	タイ	0.710	0.708	-4
81	ロシア	0.708	0.706	-
87	ベトナム	0.701	0.700	-
101	インドネシア	0.688	0.700	-16
102	韓国	0.687	0.672	6
107	中国	0.682	0.676	-1
119	アンゴラ	0.657	0.660	-1
120	日本	0.656	0.652	1
121	シエラレオネ	0.655	0.668	-10

資料：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2021」
※日本の順位は 156 か国中 120 位

**施策の
方 向**

3 子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
9	男女平等教育・保育の充実	家庭支援推進保育士と人権・同和教育推進教諭が中心となって、幼児がお互いを尊重し認め合うことの大切さに気づくことができるよう、男女平等保育・教育を進めます。	保育幼稚園室
		人権教育担当者と道徳教育推進教師が連携して、年間指導計画に位置づけ、総合的な学習の時間、家庭科、道徳、特別活動などを活用し、男女共同参画・男女平等を視点とした授業を進めます。	学校教育室
10	キャリア教育の推進	総合的な学習の時間を中心としたキャリア教育のなかで、男女の性にとらわれず、個性に応じた将来への展望を持たせられるよう、授業を行います。	学校教育室
11	進路指導での働きかけ	進路指導のなかで、男女共同参画の視点での将来展望を持たせると同時に、保護者に対して男女共同参画の視点での進路指導のあり方を説明します。	
12	教育・保育関係者への研修の実施	各園の年間研修計画に男女共同参画研修を位置づけ、定期的・継続的に研修を実施します。	保育幼稚園室
		男女共同参画・男女平等についての校内研修を実施します。	学校教育室

**施策の
方 向**

4 家庭・地域における教育、学習の推進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
13	地域での研修の実施	地域づくり組織主催の研修において、男女共同参画の意識づくりに結びつく講座の開催を働きかけます。	地域経営室
14	地域活動への参画の推進	男女を問わず、地域活動を始めるきっかけとなる講座やイベントを開催します。	文化生涯学習室
15	保護者への啓発活動	懇談会や研修会の開催など、保護者を対象とした男女共同参画を推進するための啓発活動を進めます。	保育幼稚園室
		研修会や学級懇談会などのPTA活動を通して、保護者への啓発を進めます。	学校教育室

**施策の
方 向**

5 国際的協調の推進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
16	国際的協調に関する情報の提供	国際的協調に関する情報を収集して、市の施策に反映させるとともに、市民への情報発信に努めます。	人権・男女共同参画推進室
17	外国人世帯や国際結婚をした世帯への交流支援	外国人世帯や国際結婚をした子育て中の父母が、生活様式や文化、風習が違うことで戸惑いを感じたことなどを語り合う場を設定し、交流を支援します。	健康・子育て支援室
18	国際理解教育の推進	A L T (外国語指導助手) を派遣し、英語科の授業充実と外国語活動の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図ります。	学校教育室

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題③ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

関連するSDGsの目標



現状と課題

社会のあらゆる分野における政策や方針を決定する過程の場面においては、多様な視点や考え方を反映させるため、男女が対等に参画することが必要かつ望ましい姿であり、男女共同参画社会実現の前提となるものです。

2015（平成27）年9月に、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットにおいて採択されました。この「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は17の大きな目標とそれらを達成するための具体的な169の指標で構成されています。17の目標の中には「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」といった男女共同参画に関連する目標も掲げられています。日本はジェンダー・ギャップ指数でみると156か国中120位となっており、特に経済及び政治における格差が大きいことがあげられています。（表3-1）

国は、政治分野における男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すため、2018（平成30）年に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行しました。本市でも、**条例**にポジティブ・アクション（積極的改善措置）※を定め、すべての審議会の委員を総計して男女どちらか一方の委員の割合が40%未満にならないことを目標に掲げ、達成に努めていますが、2021（令和3）年4月現在で28%であり、政策や方針を決定する過程への女性の参画が進んでいない状況です。

また、2020（令和2）年4月に実施した男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査では、管理職への女性の登用について、約8割の事業所が登用に肯定的ですが、実際には、管理職に就くべき人材の育成が課題となっています。女性活躍推進法に基づき、市は、事業主として行政分野での政策や方針を決定する過程への女性の参画拡大を推進する必要があります。また、民間事業者に向けて女性の管理職などへの参画拡大への働きかけや人材育成のための取組を支援する必要があります。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
「女性活躍推進法」の認知度	—	30%	40%	人権・男女共同参画推進室
市における女性の管理職の割合（全体／一般行政職）	全体:27.7% 一般:18.1%	全体:35% 一般:32%	全体:40% 一般:35%	人事研修室
市における管理職になりたいと考える女性職員の割合	—	40%	40%	
審議会等の女性委員の割合	25.7%	37%	40%以上60%以下	行政改革推進室
女性委員のいない審議会等数	13	0	0	
小中学校における女性校長の割合	10.5%	増加させる	増加させる	学校教育室
小中学校における女性教頭の割合	21%	増加させる	増加させる	
「ポジティブ・アクション」の認知度	10.7%	20%	30%	人権・男女共同参画推進室

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

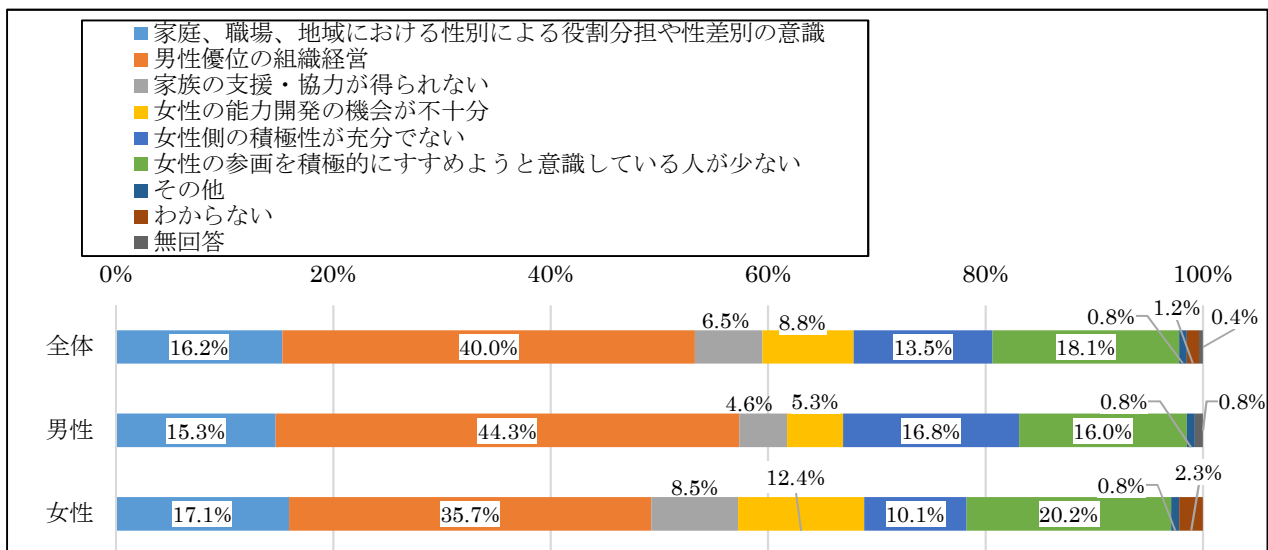
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思において社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を解消するために必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

表 3-1 ジェンダー・ギャップ指数各分野における日本のスコア

分野	スコア	昨年のスコア
経済	0.604	0.598
政治	0.061	0.049
教育	0.983	0.983
健康	0.973	0.979

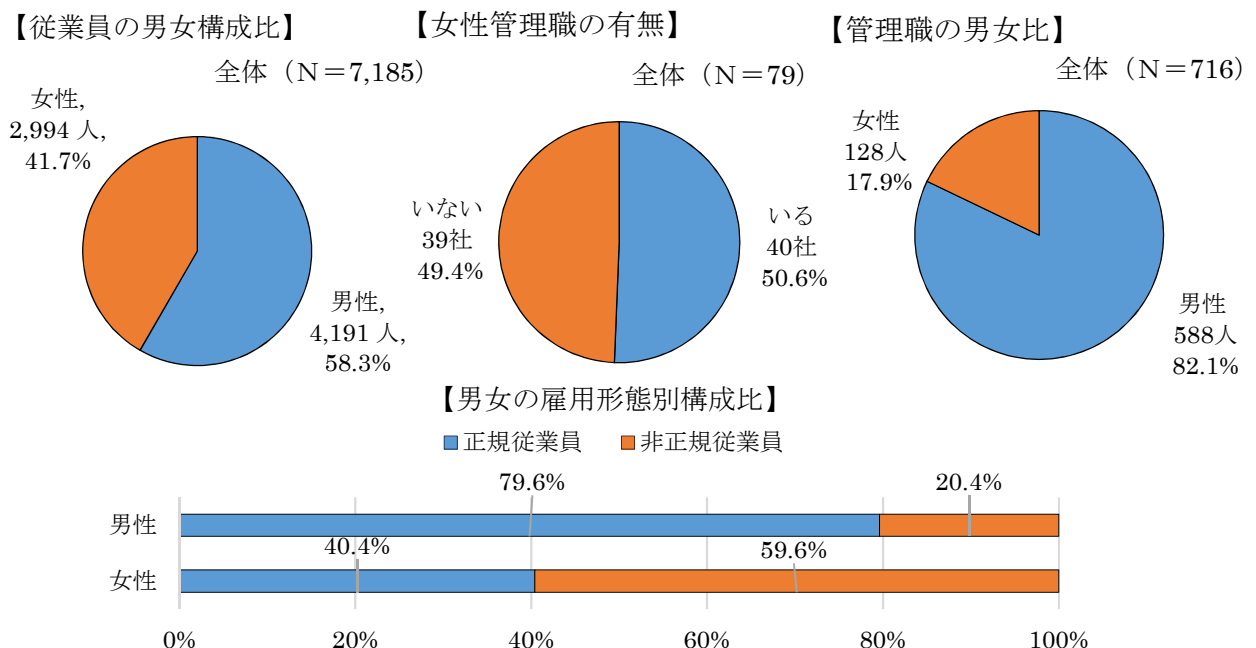
資料：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2021」

図 3-1 政治・行政・事業所や地域において、政策等の方針決定の場への女性の参画が少ない理由



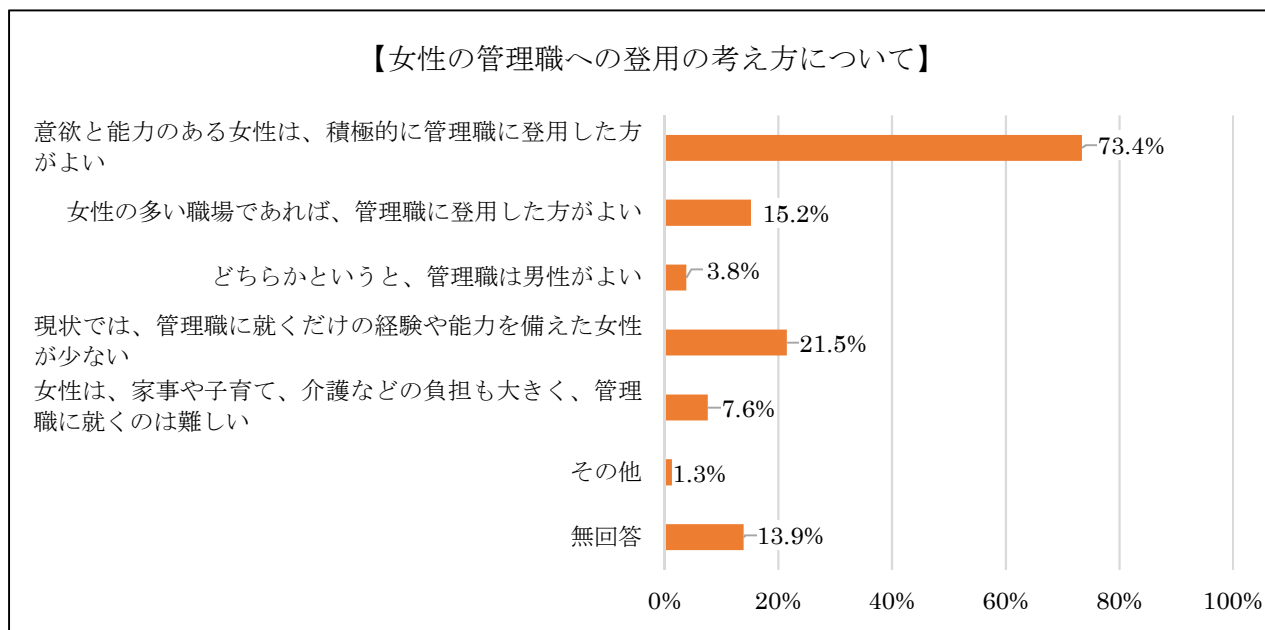
資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月）

図 3-2 市内事業所の雇用状況と管理職数について



資料：名張市男女共同参画に関する事業所アンケート調査（2020年4月実施）

図 3-3 女性の管理職への登用の考え方について



資料：名張市男女共同参画に関する事業所アンケート調査（2020年4月実施）

施策の向 6 行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
19	女性職員の活躍推進(推進計画関係)※	女性の視点による新たな発想や価値観を施策などに反映し、市民サービスの向上につなげられるよう、女性職員が政策形成過程に参画できる機会を拡大するとともに、職員一人ひとりの適性に合ったキャリア・アップ支援を進めます。	人事研修室
20	人材の適正配置	職員の意欲と能力の把握に努め、性別にとらわれない適材適所の人事配置、昇進管理を行います。	

※本市が策定した名張市特定事業主行動計画に基づき市職員を対象に取り組む施策です。

施策の向 7 審議会などにおける積極的な女性の登用

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
21	審議会等委員に占める女性委員の割合の向上	指針に基づき、「男女いずれかが40%を下回らないこと」を目標に、男女の委員をバランスよく登用するよう働きかけます。	行政改革推進室

施策の向 8 事業所・地域におけるポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
22	地域への啓発・支援	男女共同参画に関する講座や出前トークの活用について周知を行い、地域での意識啓発やポジティブ・アクション(積極的改善措置)への取組を進めるよう働きかけを行います。	人権・男女共同参画推進室
23	事業所へのポジティブ・アクションの働きかけ	管理職への女性登用など、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の有効性の周知及びその取組への働きかけを行います。	商工経済室

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題④ 地域における男女共同参画の推進

関連するSDGsの目標



現状と課題

地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加など家族形態が変化している中で、最も身近な暮らしの場である地域社会において、男女がともに構成員として個性や能力を認め合い、対等な立場で互いに協力することにより、誰もが活躍でき、居場所のある地域社会を形成していく必要があります。

本市においては、各地域づくり組織と行政が対等な関係でそれぞれの活動を尊重し、互いに協働・連携して市民主体のまちづくりを進めており、市民が地域づくり組織の活動に積極的に参画しています。地域づくり組織会長の女性の割合は、2021（令和3）年4月時点において、6.6%と低い数値となっています。

2020（令和2）年4月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、地域づくり組織、自治会長やPTA会長などの役職に推薦された場合の対応について、男性より女性のほうが「断る」と答えた方の割合が高い結果となりました。断る理由としては、家事・育児・介護に支障が出ると答えた方が多く、固定的な性別役割分担意識や社会制度・慣行が根強く残っている状況に変わりはありません。

地域活動においても、市民一人ひとりがこれまでの意識や活動のあり方を見直し、男女共同参画の意識を持つ必要があります。そして、年齢や性別にかかわらず多様な市民が地域活動に参画し、地域での様々な課題に取り組む中で、方針を決定する過程へ女性が参画し、活躍できるような仕組みづくりと、女性がリーダーとして能力を発揮しやすいよう環境を整える必要があります。

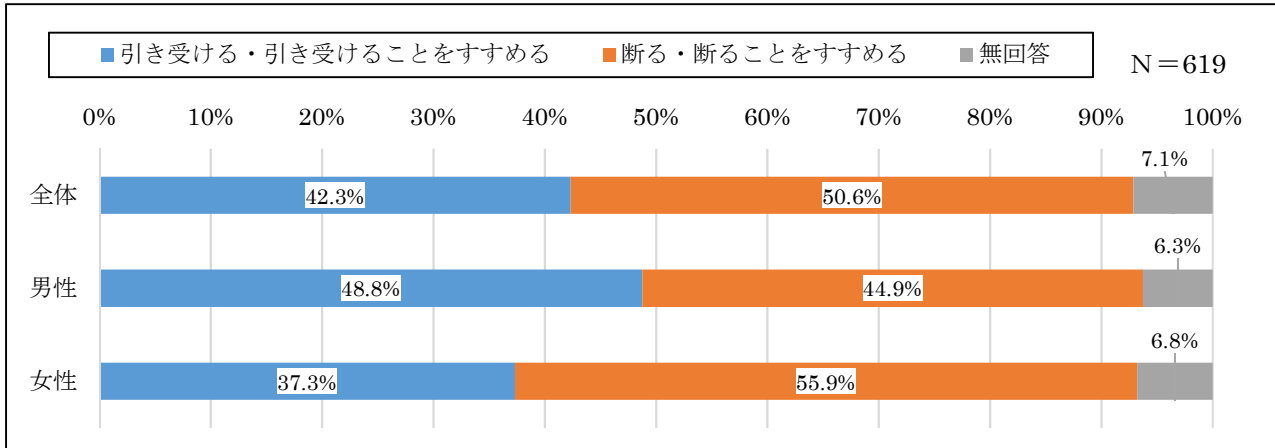
そのためには、地域づくり組織が中心となり、様々な機会を通じて、男女共同参画意識の向上に向けた啓発活動や人材の育成などを進めていくよう、地域の講演や研修会への講師の派遣など、支援していく必要があります。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
地域における男女共同参画に関する講座等の開催数	—	—	15回	人権・男女共同参画推進室



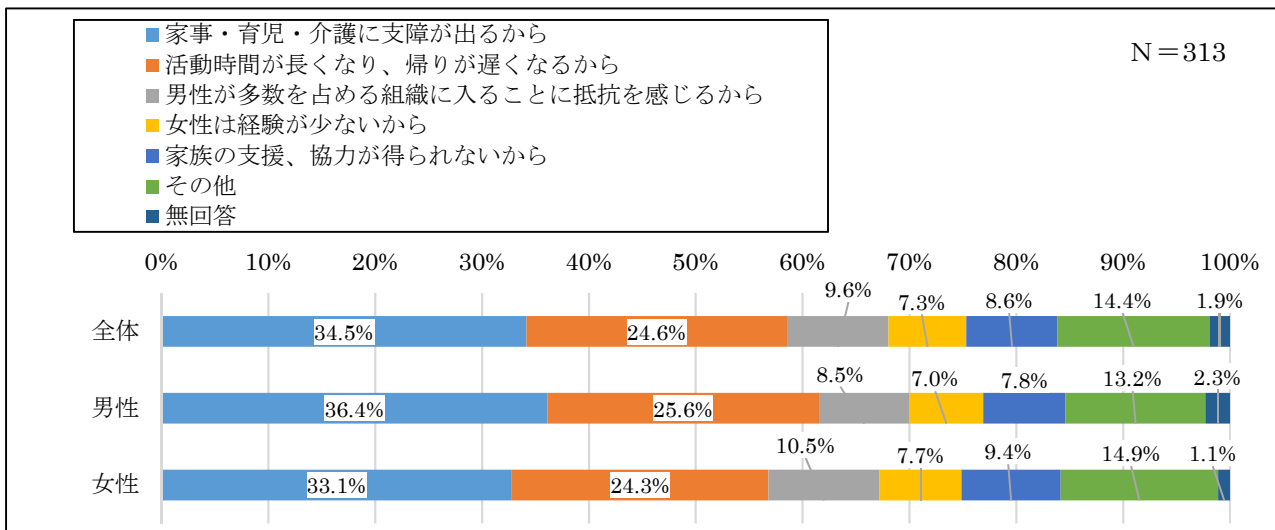
地域づくり組織での子育て広場の取組

図 4-1 地域づくり組織、自治会長やPTA会長などの役職に推薦された場合
(女性…本人、男性…妻など身近な女性)



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

図 4-2 推薦された場合「断る・断ることを薦める」理由



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

9 地域づくり組織などにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
24	PTA活動における女性リーダーの参画への働きかけ	PTA活動において、女性が役員などリーダーとして参画しやすい環境づくりへの働きかけを行います。	人権・男女共同参画推進室
25	女性の参画拡大に向けた地域活動団体への働きかけ	「名張ゆめづくり協働塾」の開催などを通じて、男女を問わず、多くの人々が地域の活動などに参加しやすい環境づくりへの働きかけを行います。	地域経営室

10 人材育成のための講座などの実施

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
26	講座や学習機会の提供による人材育成	女性が地域での方針決定の場に参画し、責任を担うことができるよう、各種講座や研修会などの学習機会を提供し、人材育成を行います。	人権・男女共同参画推進室
27	研修会の開催や運営ボランティアの育成による人材育成	「名張ゆめづくり協働塾」を開催し、男女を問わず多くの人々が地域の活動などに参加できるように人材育成を行うとともに、地域での研修会の運営ボランティアを育成します。	地域経営室

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題⑤ 働く場における男女共同参画の推進

関連するSDGsの目標



現状と課題

働くことは、生活の経済的な基盤であり、人が自立して生きていくための重要な要素です。少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、社会経済状況の変化が見られる中で、女性が個性と能力を十分に発揮し、責任ある仕事をするすることで、働く場に多様な価値観をもたらします。そのことは、活力ある社会の構築につながります。

また、長時間労働の是正など男性も含めた働き方の見直しを図り、男女がともに働きやすい環境を整えることで、働きたい人が性別や年齢にかかわらず、その能力を十分に発揮できるダイバーシティ^{*}の推進につながります。しかし、実際には、第1子出産を機に約5割の女性が離職するなど、女性の労働力率が子育て期にあたる30歳代で低下する労働力のM字型カーブ問題は少しずつ改善されているとはいえ、今も続いている状況です。

また、長時間勤務や転勤が当然とされる男性中心の働き方は、子育て・家事・介護などへの男性の主体的な参画を困難にし、女性が仕事と生活を両立することを妨げていると同時に、地域コミュニティへの参加や健康保持など、男性が仕事と生活の調和を実現する上での阻害要因になっていると指摘されています。男女がともに働きやすい職場づくりを推進するためには、女性活躍推進法に基づく女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定や、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入をはじめとした男女間の性別による格差解消に向けた取組などを積極的に働きかける必要があります。また、事業所の規模や職種によって取組を進めていくには難しさがあることは確かですが、非正規雇用の処遇改善や育児・介護休業の取得促進など、事業所にとってのメリットがあることを含め働きかけていくことが重要です。

さらに、農林業や商業など自営業において、女性は仕事と家事・子育て・介護なども担っている場合が多く見られ、経営や意思を決定する過程への参画も十分ではありません。こうしたことから、女性の経営などへの参画促進やエンパワーメントのための支援を行うとともに、就労・能力開発のための支援や再就職支援、創業支援、若者への就労支援などの取組が必要です。

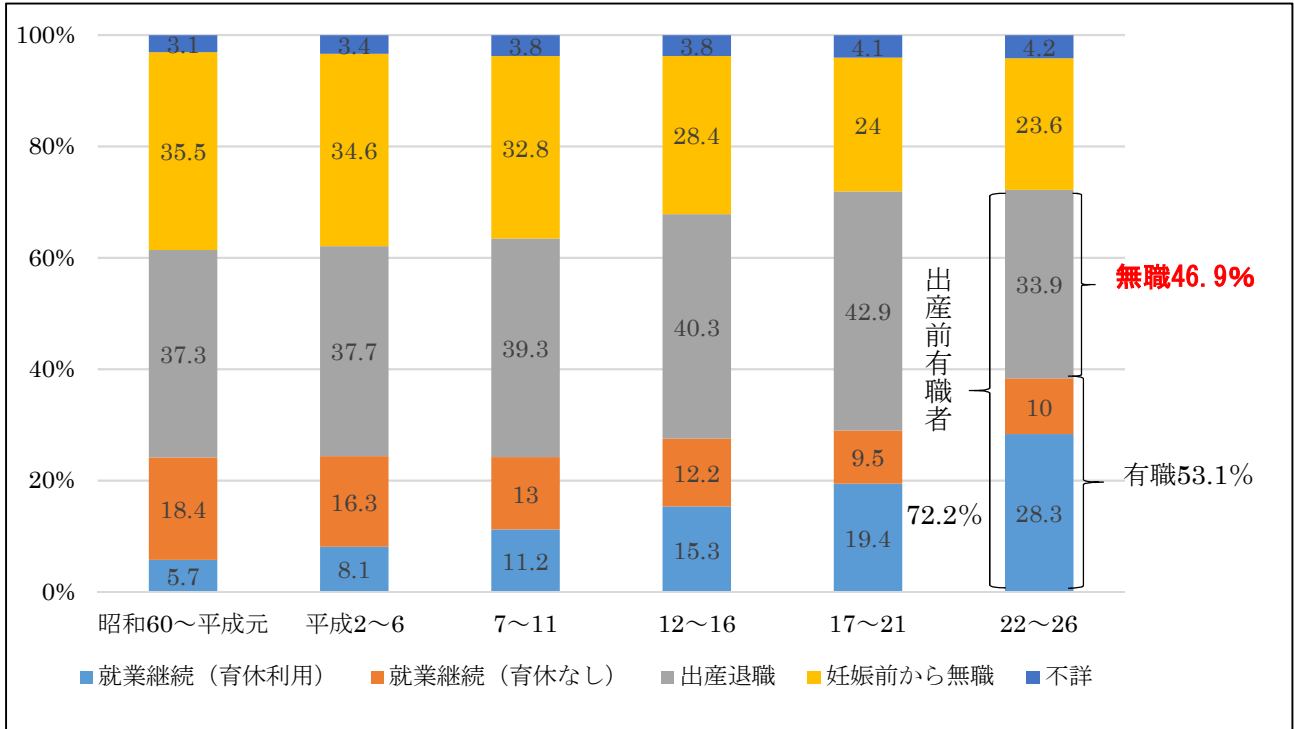
なお、2020（令和2）年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワーク（在宅勤務）の導入や業務のオンライン化が進展しました。こうしたICT等の活用による業務のスマート化は、男女の多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの実現、生産性の向上などの可能性をもたらしています。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合（女性）	27.7%	31%	36%	商工経済室
農業委員定数に占める女性農業委員の割合	13.8%	16%	29%	農業委員会事務局
認定農業者における女性農業者数	3人	4人	4人	農林資源室
人材育成や専門的な知識・能力を身につける研修会・セミナーの開催など、就業や雇用を促進する取組が進んでいると感じる市民の割合（女性）	26.7%	29%	30%	商工経済室

※ダイバーシティ

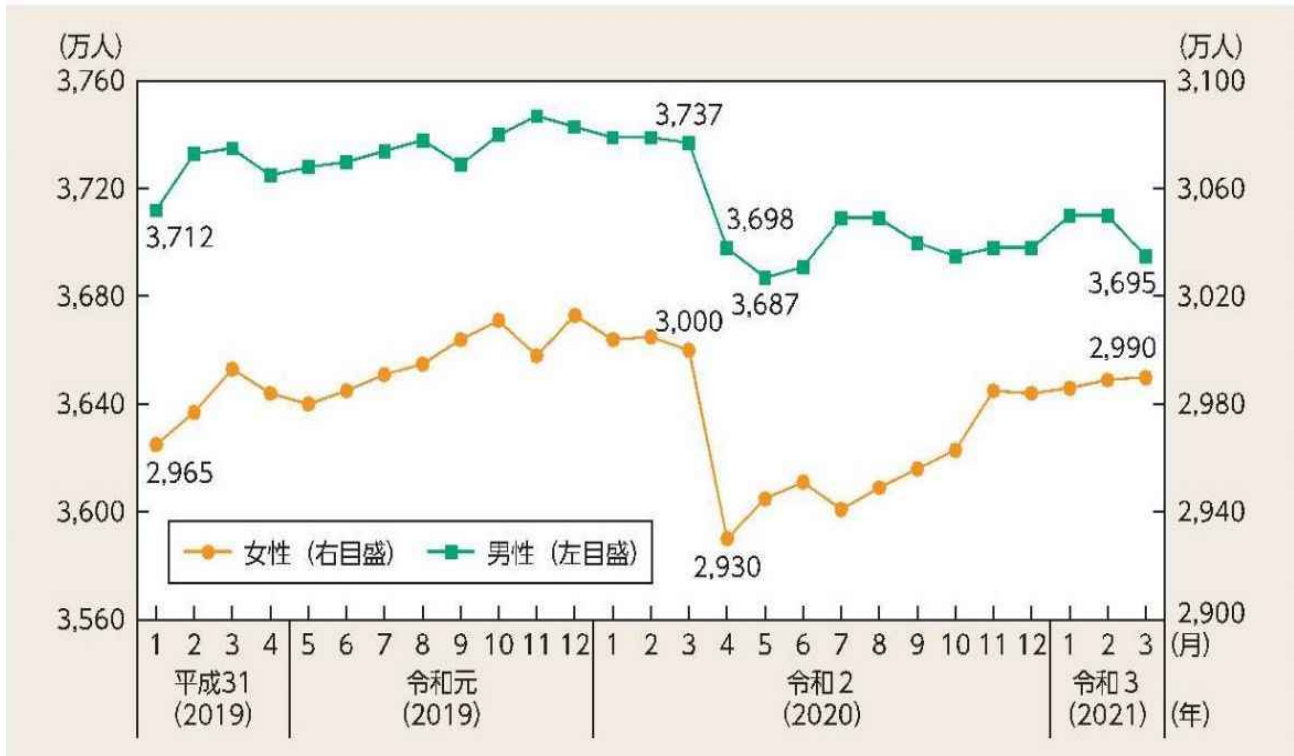
「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

図 5-1 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



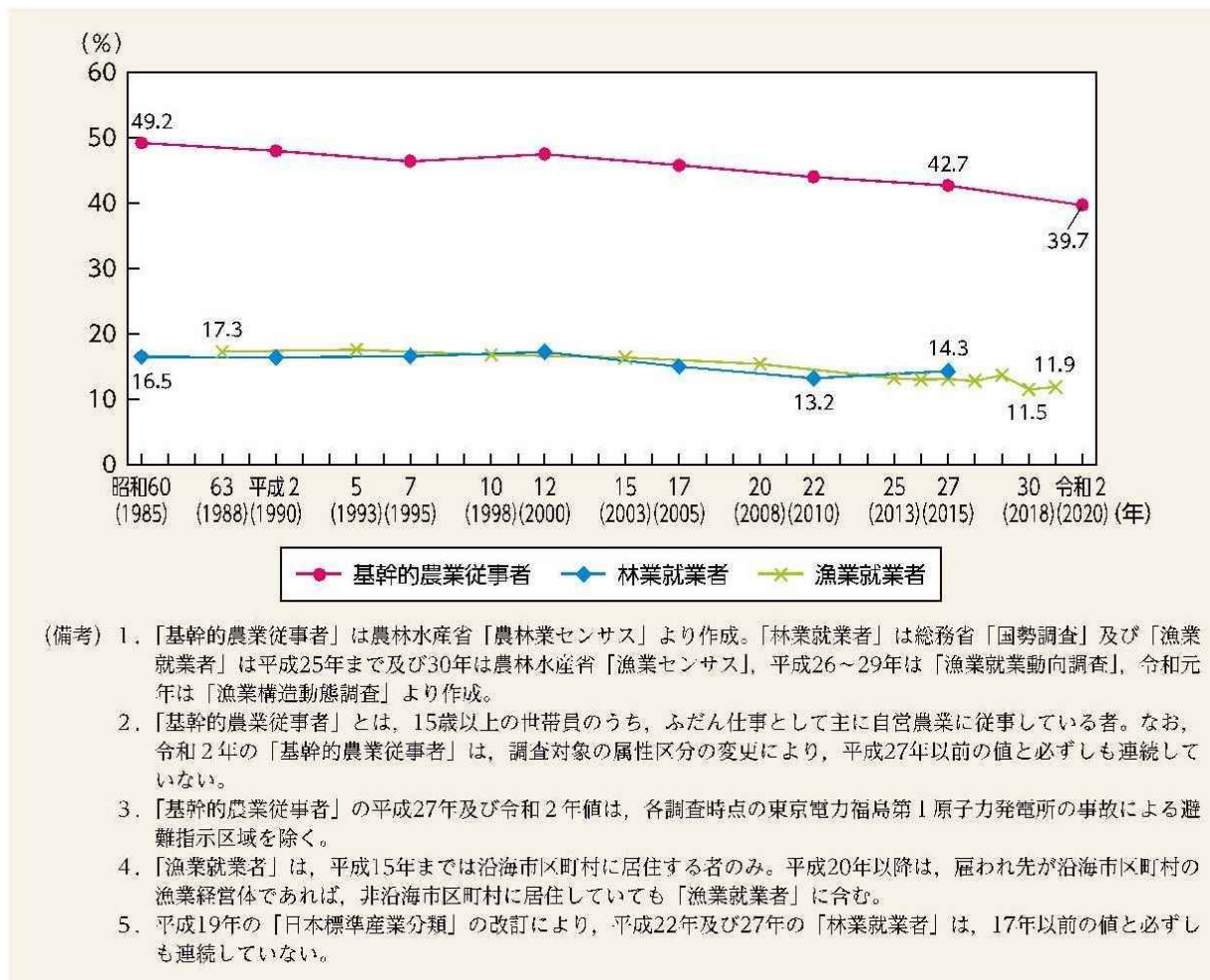
資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書令和3年版

図 5-2 就業者数の推移



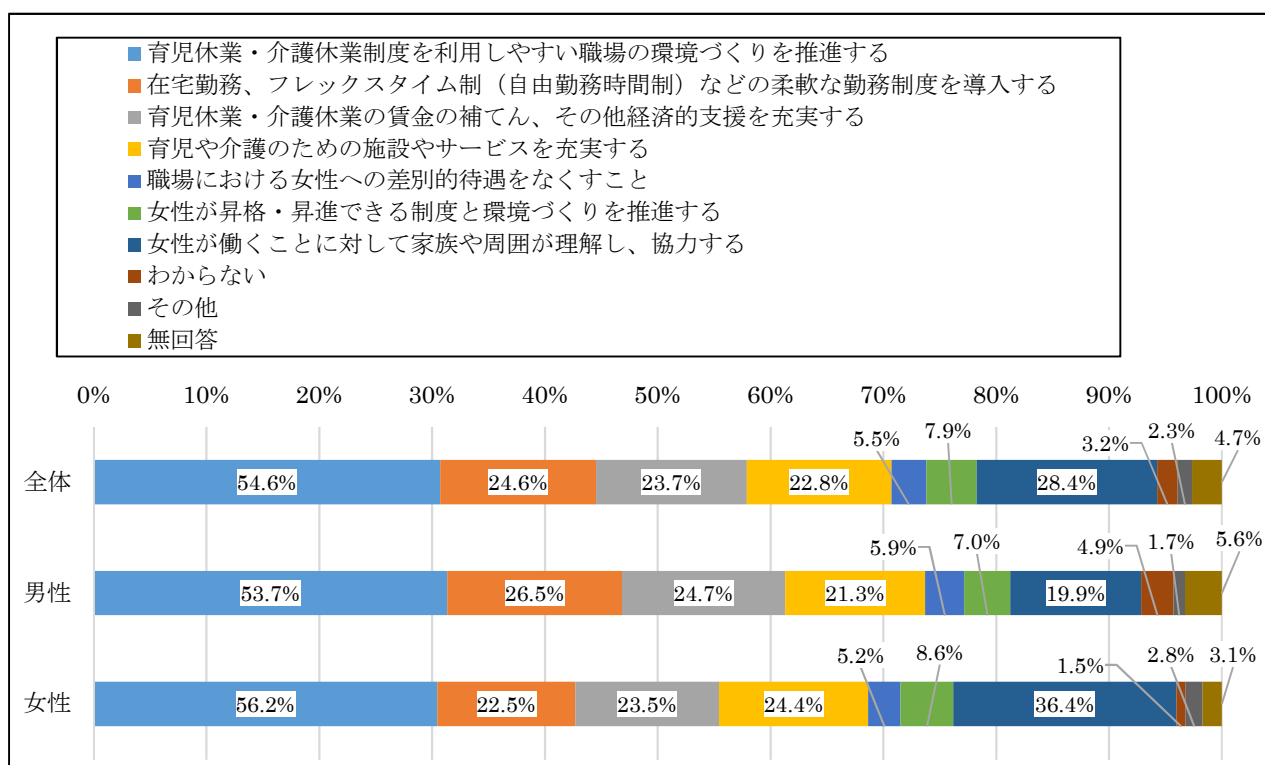
資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書令和3年版

図 5-3 農林魚業就業者に占める女性の割合の推移



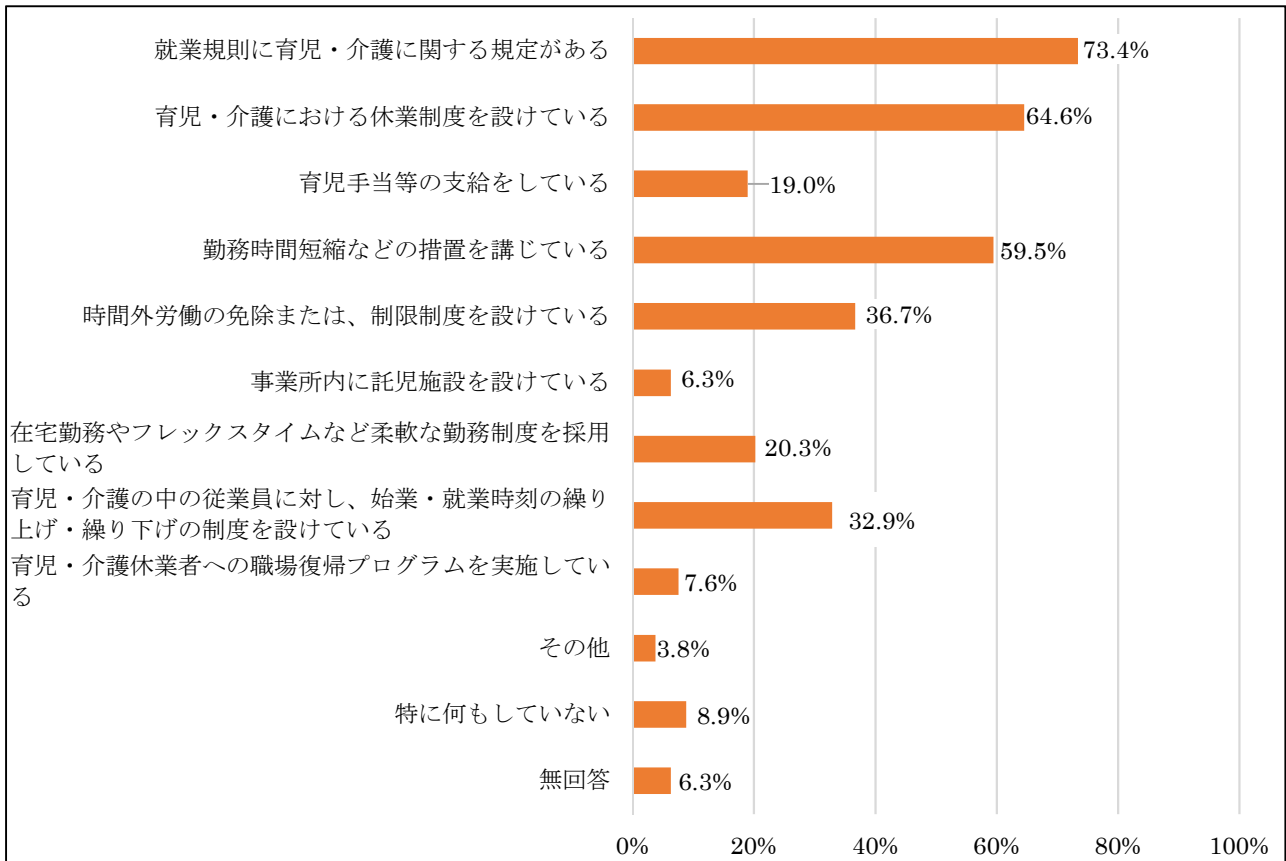
資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書令和3年版

図 5-4 女性が出産、子育て、介護などの理由で仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

図 5-5 事業所での育児や介護との両立支援について



資料：名張市男女共同参画に関する事業所アンケート調査（2020年4月実施）

**施策の
方向**

11 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
28	企業訪問などによる各種制度の周知・啓発	関係機関との連携による企業訪問の実施や出前トークなどにより、男女雇用機会均等法や育児休業法などの周知・啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
29	事業所アンケート調査の実施	事業所へのアンケート調査を定期的実施するとともに、調査結果をもとに施策への反映に努めます。	
30	事業所・市民への情報提供	事業所・市民への女性活躍推進法など労働に関する法律制度の情報提供や、国・県が開催するセミナーへの参加を促すなどの取組を行います。	商工経済室
31	労働相談窓口の周知	労働に関する相談窓口の周知やハローワークなど関係機関との連携を図ります。	
32	就業条件向上の啓発	パートタイマー・派遣労働者など、非正規雇用の就業条件の向上について、事業所・市民への啓発を行います。	
33	若者への就労支援	いが若者サポートステーションと連携し、若者の就労に向けた支援を行います。	

**施策の
方向**

12 農林業、商工業などの女性従事者への支援

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
34	女性農業委員の複数確保	女性農業委員の継続確保及び増加を図ります。	農業委員会事務局
35	農林業・商工業などの女性従事者への意識啓発・支援	農林業に従事している女性が、経営や意思決定の場へ参画できるよう、意識啓発やエンパワメントのための支援に取り組みます。	農林資源室
		商工業など自営業に従事している女性が、経営や意思決定の場へ参画できるよう、意識啓発やエンパワメントのための支援に取り組みます。	商工経済室
36	女性リーダーの育成支援	事業所に対し、女性管理職の登用を働きかけるとともに、女性の意識改革に向けた研修会の開催を働きかけます。	商工経済室

**施策の
方向**

13 女性の就労・能力開発のための支援

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
37	創業のための支援	女性の創業成功事例を紹介するなど、潜在的な創業意識を掘り起こす取組を進めるとともに、創業希望者に対する専門家による支援などを実施します。	商工経済室
38	就業相談・就労支援	ハローワーク、県などが実施している女性のための相談窓口の周知など、女性の就業相談や就労支援に努めます。	
39	再就職への支援	再就職への支援のための講座・セミナーの受講を働きかけるとともに、技術取得や能力開発支援に関する情報提供を行います。	

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題⑥ 防災における男女共同参画の推進

関連するSDGsの目標



現状と課題

災害への対策には、平常時からの防災対策が必要不可欠ですが、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、より計画的で実効性のある防災・災害時対策を講じていくことが求められています。

東日本大震災では、避難所などでの不便な生活環境の下で、家事や子育てなどの家庭的責任に対する負担が女性に集中することに加え、女性が必要とする衛生用品など生活必需品の不足や、授乳や着替えをする場所、トイレの確保などの問題が明らかになっています。

国では、こうした問題に対する防災・災害時対策に女性や子どもの視点を反映するため、2020（令和2）年5月に、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成し、周知徹底や活用の推進を図っています。

本市では、災害時などに備え、地域づくり組織や基礎的コミュニティ（区、自治会）、民生委員・児童委員などが中心となり、日頃から高齢者や障害者など特に支援が必要とされる人が、地域のどこにどのように暮らしているのかを把握しています。その上で、その人たちを支援する関係づくりが重要となるため、支援が必要とされる人とその近隣の支援者を結ぶ「地域あんしんねっと」の取組がすべての地域で進められています。今後においても、国の指針に沿って、消防団員や防災会議における女性の登用、政策や方針を決定する過程への参画など、防災における女性の参画拡大と災害時に支援が必要とされる人への対応に取り組むことが必要です。

また、災害時の避難所運営や被災者支援についても、自助、共助、公助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に立って、これまで以上に行政をはじめ、市民、地域づくり組織などが連携して取り組むべき効果的で実効性の高い対策を平常時から講じておくことが必要です。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
防災訓練を実施した地区数【延べ値】	1,254	2,444	3,750	危機管理室
防災講習会の年間開催回数	25回	28回	30回	
女性消防団員定数の充足率	70%	85%	—	消防総務室
名張市消防団における女性団員数の割合	—	—	5%	消防総務室

※従来の数値目標項目であった「女性消防団員定数の充足率」については、平成31年の規則改正等により女性団員の定数や所属が見直されたため、新たな数値目標として、名張市消防団全体の実員数における女性消防団員の割合を数値目標とする「名張市消防団における女性団員数の割合」を追加

表 6-1 防災における女性の参画状況(2021年4月現在)

	総数	女性の人数	女性の割合
名張市防災会議委員	40人	5人	12.5%
名張市消防団員	426人	19人	4.5%

図 6-1 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移



資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書令和3年版

施策の向 14 防災における女性の参画拡大

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
40	女性リーダーの育成による地域共助力の強化	防災意識の高揚と女性リーダーの育成のため、地域での防災訓練を継続実施し、地域共助力の強化を図ります。	危機管理室
41	防災における意思決定の場への女性の参画拡大	地域で実践活動できる女性リーダーの養成や、災害対応及び防災対策に関する会議などへの女性の積極的な登用を図ります。	危機管理室 消防総務室

施策の向 15 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
42	男女共同参画の視点に立った防災・避難所運営体制の確立	男女共同参画の視点に立った防災対策や避難所の開設・運営ができる体制を確立するとともに、防災講習会などを通じて市民に啓発します。	危機管理室
43	地域防災活動への女性の参画促進	地域の自主防災組織と連携し、地域防災活動における女性の活動範囲を広げるなど女性の参画を促進します。	危機管理室 消防総務室



女性消防団員による訓練活動

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

重点課題⑦ ワーク・ライフ・バランスの推進

関連するSDGsの目標



現状と課題

生活の基本的な場である家庭において、男女共同参画を推進するためには、家族の一員としての責任を果たしながら、家族がお互いに協力し、仕事と家事や子育てなどの家庭生活とその他の活動とのバランスがとれた生活ができるようにすることが重要です。

2020（令和2）年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、家庭における役割分担について尋ねたところ、食事の支度や片づけ、掃除、洗濯などの日常的な家事は「妻が行っている（ほとんど妻がしている+妻が中心だが夫も手伝う）」と答えた割合が高く、7割以上を占めています。（図7-1）

また、家事・子育て・介護などの多くは、依然として主に女性が担っているのが現状で、こういった状況は、図7-5に見られるように、妻の就業の有無とはあまり関係がなく、共働き世帯と専業主婦世帯のいずれにおいても、夫の家事・子育てにかかわる時間の短さが指摘されています。

そのため、実際には、「男は仕事、女は仕事も家事も子育ても」という状況が常態化しているようです。少子高齢化の進行などにより、今後はさらに、介護などへの女性の負担が重くなっていくことが予想されます。（38ページ図9-3参照）

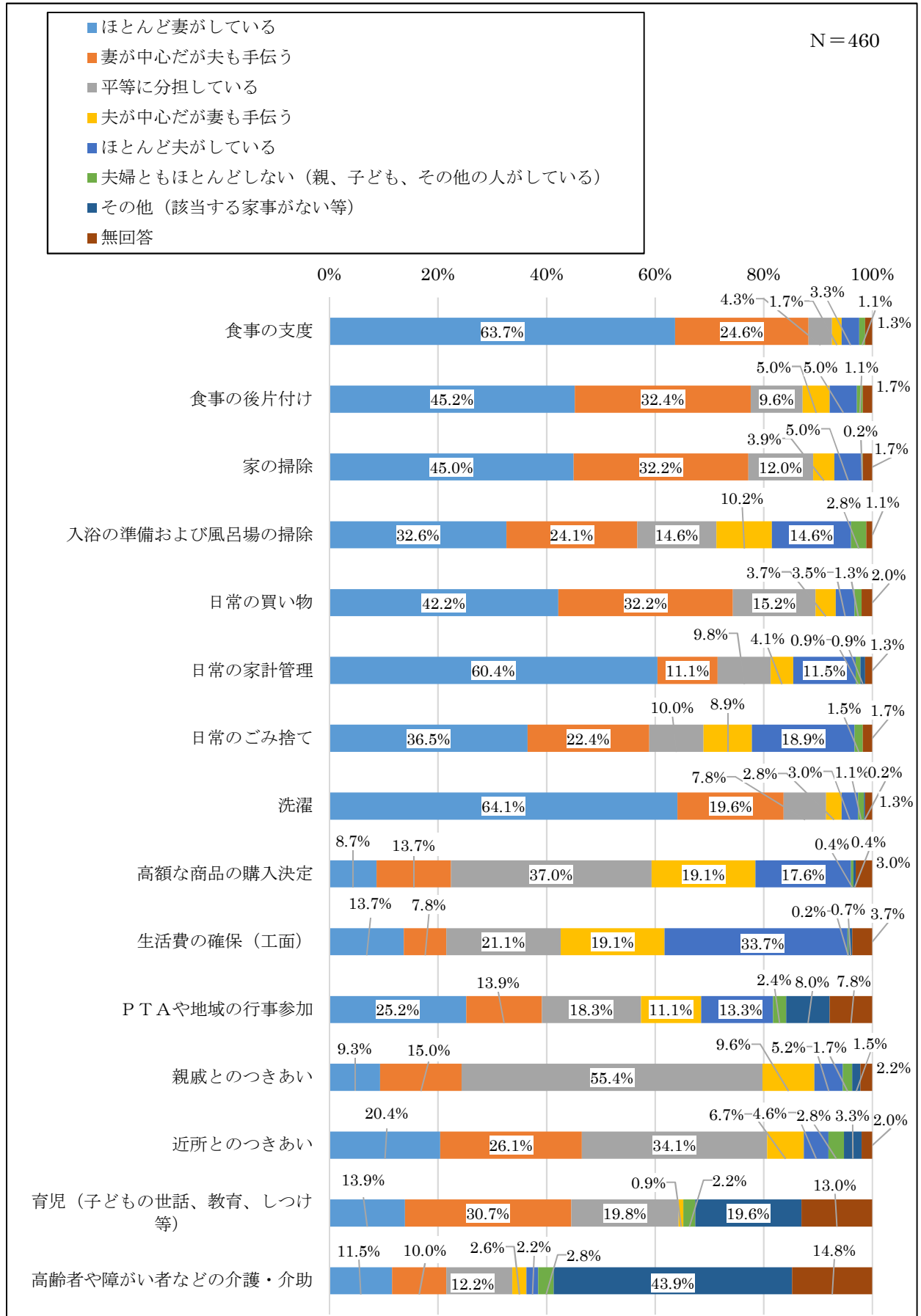
毎年実施している総合計画にかかる市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない」という市民の割合は、若い世代を中心に増加しつつありますが、日々の家庭生活においては、依然として、男性の家事・子育て・介護への参画が十分進んでいません。

男女がともに協力し、家族の一員としての責任を果たすとともに、家事・子育て・介護などの家族負担を分かち合い、女性が社会参画し活躍できるような環境を整えるなど、支える家族にとっての男女共同参画を推進する取組が求められます。

そのためには、家庭での共同参画を進めるための取組とともに、事業所での長時間労働の是正をはじめとした働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進める必要があります。

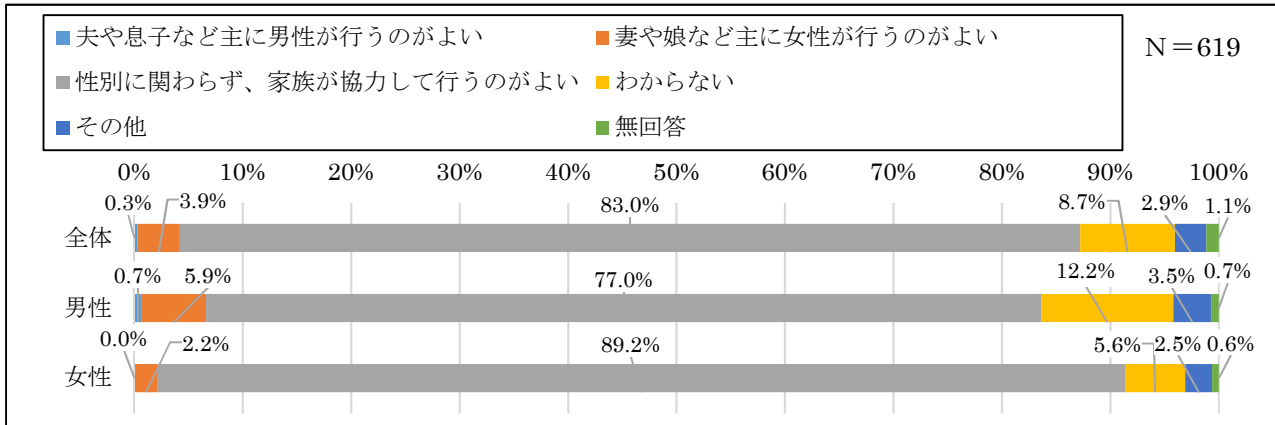
数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
市の男性職員の配偶者出産休暇の取得率	54.5%	100%	100%	人事研修室
市の男性職員の育児休業取得者数【延べ値】	1人	3人	5人	
市の職員1人当たりの年間時間外勤務時間数	248時間	200時間	180時間	
市の職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数	10.5日	15日	15日	
働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合	27.4%	31%	34%	商工経済室

図 7-1 家庭における家事分担の役割



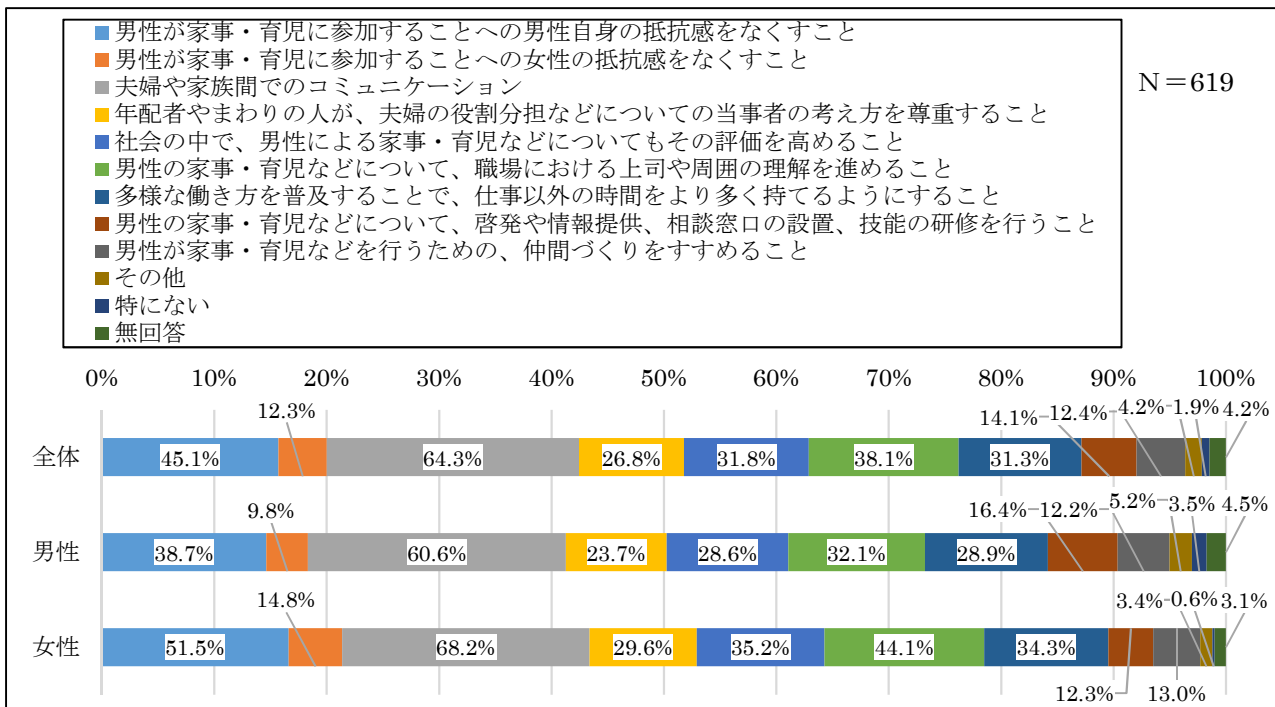
資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査 (2020年4月実施)

図 7-2 家族による介護の分担



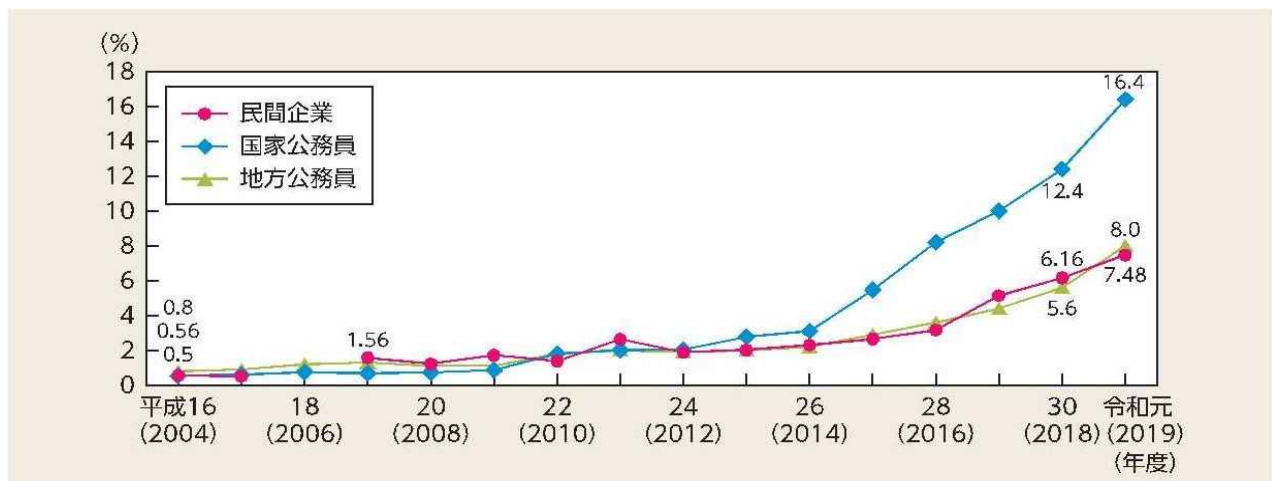
資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

図 7-3 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

図 7-4 男性の育児休業取得率の推移



資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書令和3年版

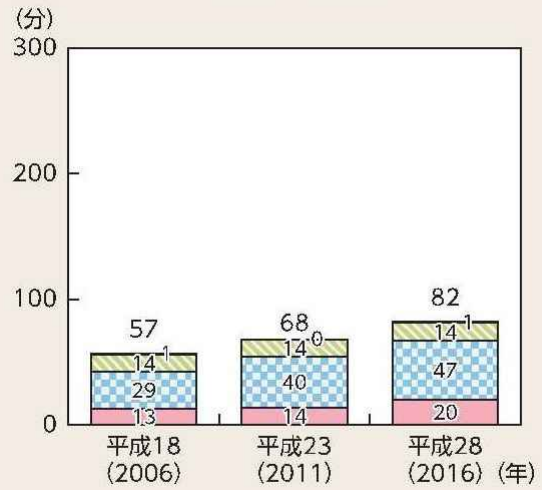
図 7-5 6歳未満の子供をもつ夫婦の家事・育児関連時間の推移(共働きか否か別)

6歳未満の子供を持つ夫婦(夫が有業で妻も有業(共働き)の世帯)

<共働き世帯の妻>

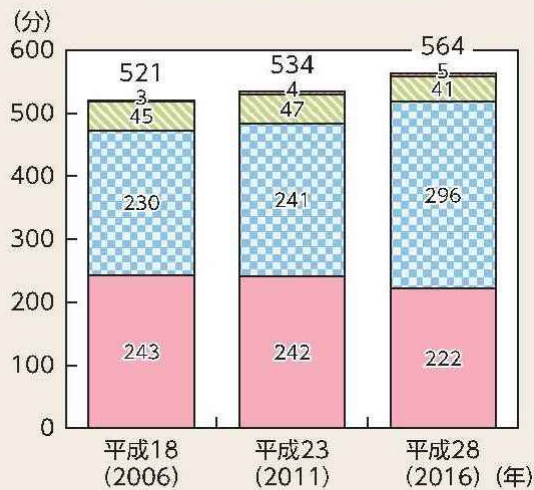


<共働き世帯の夫>

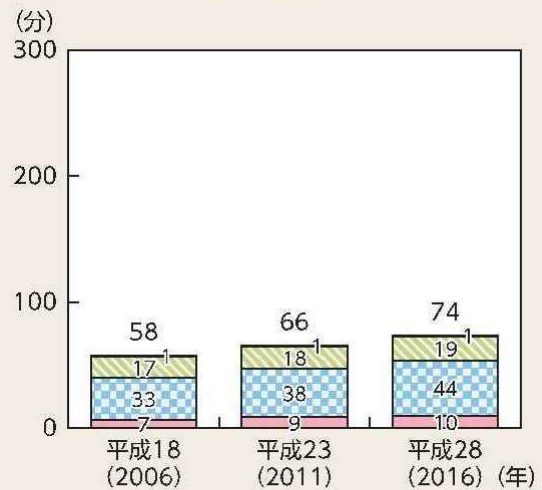


6歳未満の子供を持つ夫婦(夫が有業で妻は無業の世帯)

<夫有業・妻無業世帯の妻>



<夫有業・妻無業世帯の夫>



■ 家事 ■ 育児 ■ 買い物 ■ 介護・看護

(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。

2. 家事・育児関連時間は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計(週全体平均)。

資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書令和3年版

施策の方向 16 男性の積極的な家事・育児・介護への参加

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
44	家事・子育てなどへの男性の参画促進	市民活動団体や関係機関と協働して、料理や家事・子育てなど、家庭内における固定的な性別役割分担意識の見直しにつながる講座などを開催します。	人権・男女共同参画推進室
		父親のための子育て広場を開催し、子育ての話をしたり、親子で遊んだりできる父親たちの交流の場などを提供します。	健康・子育て支援室
45	家事・子育て・介護に関する情報提供と相談支援体制の充実	支援が必要な高齢者や障害者に早期に関わり、適切な介護予防や必要な支援につなげるなどの情報提供と、介護など相談支援体制の充実を図ります。	地域包括支援センター

施策の方向 17 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
46	事業所への啓発	男女がともに働きやすい就労環境を整えるため、企業訪問や県が実施している認証制度の周知を通じて、事業所などへワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
47	育児休業制度などを導入している事業者への優遇	入札時の格付けランクの加点項目に、育児休業や介護休業制度を導入している事業者を設定します。	契約管財室
48	出産・子育てがしやすい環境の整備 (推進計画関係)※	男女がともに支え合い、安心して出産・育児を行い、円滑に職場復帰した後、仕事と子育ての両立ができるよう、職場としてのサポート体制の確立と支援制度の充実を目指します。	人事研修室
49	ワーク・ライフ・バランスの推進 (推進計画関係)※	職員が、それぞれのライフステージにあったワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいを持って働けるよう、支援制度などの活用を促進するとともに、職員の意識・職場風土の醸成や働き方の改革など、仕事と生活の両立のための環境づくりを進めます。	
50	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しなどの啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、時間外労働の是正やフレックスタイム、ワークシェアリングの制度紹介などの啓発を行います。	商工経済室
51	「男女がいいききと働いている企業」表彰・認証制度の周知	県の「男女がいいききと働いている企業表彰・認証制度」などの周知に努め、男女がともに働きやすい職場づくりを働きかけます。	
52	「事業主行動計画」策定の啓発	事業所に対して計画策定に関する情報提供を行い、計画策定を働きかけます。	

※本市が策定した名張市特定事業主行動計画に基づき市職員を対象に取り組む施策です。



男の料理教室の取組

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

重点課題⑧ 男女がともに安心して子育てができる環境の整備

関連するSDGsの目標



現状と課題

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。保護者は言うまでもなく、地域社会が一体となり、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えることは、人口減少社会の到来という現実にあって、持続可能なまちづくりを進めていく上でも重要な課題と言えます。

本市では、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産、子育てまでを行政、地域づくり組織、関係機関が連携して切れ目なく相談・支援する「名張版ネウボラ」^{※1}の取組を進め、「産み育てるにやさしいまち“なばり”」の実現を目指しています。

また、表8-1に見られるように、就学前児童数は減少しているが、共働き世帯の増加などから、保育所等利用児童数や放課後児童クラブ利用児童数が増加傾向にあることから、国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、新たに地域型保育事業^{※2}や幼稚園・保育園の認定こども園化を推進するとともに、これまで進めてきた家庭で子育てをしている人への支援や放課後児童クラブ、病児・病後児保育^{※3}の充実など、総合的な子育て支援を進めています。

一方で、いじめ、虐待、DVなど、子育て家庭が抱える問題は、複雑・多様化しています。行政だけでなく、地域づくり組織などとの連携による未然防止・早期発見に努めるとともに、相談窓口の周知や相談機関のネットワークにより、総合的かつ専門的な対応ができる体制を整える必要があります。

さらに、小児救急医療センターでの24時間365日の小児二次救急体制を堅持するとともに、産科医療体制の整備が求められます。

これらの男女がともに安心して子育てをできる環境を整備することは、次代を担う子どもたちの生活環境を豊かにしていくと同時に、子どもたちが自分らしく生きる力を育てて生きて行くために欠くことのできないものです。

そのためには、地域で子どもを育てる環境づくりを男女共同参画の視点で積極的に推進していくことが重要です。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
待機児童数	27人	0	0	保育幼稚園室
市内の保育施設や子育てサービス、相談窓口などの子育て支援施策に満足している市民の割合	52.7%	63.5%	70%	

※1 名張版ネウボラ

本市では、産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てできる環境を整備するため、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児の切れ目のない相談・支援の場、またその仕組みを作っています。これを「名張版ネウボラ」と呼んでいます。

※2 地域型保育事業

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度において、待機児童の多い0歳から2歳までの子どもを対象とした地域型保育事業が市町村の認可事業として創設されました。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つのタイプがあり、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を提供します。

※3 病児・病後児保育

保育所や幼稚園、小学校（3年生まで）などに通う子どもが、病氣中または病氣の回復期にあり、集団生活が困難で家庭でも保育できない場合に、専用の保育室で一時的に預かる事業。

表 8-1 保育所・幼稚園等の利用定員及び在籍児童数の推移(4月1日現在)

区分	各年度4月1日現在	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保育所	利用定員①	1,135	1,152	1,152	1,165	1,165	1,165
	在籍児童	1,038	1,069	1,041	1,044	1,026	964
	3歳未満児④	351	355	346	349	349	308
	3歳以上児⑦	687	714	695	695	677	656
地域型保育	利用定員②	70	115	167	167	167	167
	在籍児童	72	95	128	115	120	111
	3歳未満児⑤	58	86	128	115	120	111
	3歳以上児⑧	14	9	0	0	0	0
認定こども園	利用定員③	340	340	640	930	870	870
	在籍児童	334	334	645	791	789	825
	3歳未満児⑥	135	130	157	174	160	182
	3歳以上児⑨	199	204	488	617	629	643
利用定員合計	①+②+③	1,545	1,607	1,959	2,262	2,202	2,202
在籍児童合計	④+⑤+⑥(3歳未満)	544	571	631	638	629	601
	⑦+⑧+⑨(3歳以上)	900	927	1,183	1,312	1,306	1,299
幼稚園	利用定員	1,460	1,460	1,085	845	845	845
	在籍児童	983	954	653	446	415	355
その他	就学前児童	3,857	3,750	3,630	3,477	3,296	3,124
	待機児童	29	8	19	11	0	0

表 8-2 待機児童の推移(4月1日現在)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
待機児童数	29	8	19	11	0	0

表 8-3 放課後児童クラブ利用児童数の推移 (4月の月8日以上利用児童数)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
利用児童数	545	588	640	689	729	665

**施策の
方向**

18 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
53	名張版ネウボラの推進	妊娠中から継続的に身近なところで相談を受け、支援ができるよう、医療機関や地域づくり組織、子育て支援機関など多様な主体と連携して、子育て支援を行います。	健康・子育て支援室
54	相談体制の充実(子ども相談、家庭児童相談、女性相談)	子どもの権利の保障を含め、子どもからの相談、家庭における児童養育や育児などの相談、女性のDVなどの相談に対しの確に対応するため、相談員の確保と資質の向上に努めます。	子ども家庭室
55	待機児童の解消	就職フェア等の保育士の確保策を講じるとともに、既存の施設や制度を活用し、待機児童の解消に取り組みます。	保育幼稚園室
56	多様な保育ニーズへの対応	保護者が働きやすい環境を整えるため、休日保育や延長保育、障害児保育を実施するとともに、一時的な保育需要に対しては、一時預かりを実施します。また、病気により集団生活や家庭での保育が困難な場合は、病児・病後児保育を行います。	
57	発達支援の推進	家族相談・発達支援教室・5歳児健康診査、個別乳幼児特別支援事業などを実施し、発達に課題のある子どもとその家族等への支援を関係機関と連携して行います。	子ども発達支援センター
58	家庭教育連続講座の充実	家庭教育などをテーマとした保護者向けの市民参加型連続講座を、託児の環境を整えて実施します。	教育センター
59	豊かな子育て研修講座の充実	発達に課題がある子どもの理解や育ちをサポートするための研修会を、託児の環境を整えて実施します。	
60	教育よろず相談の充実	子どもに関する悩み、子育てに関する悩みなど、教育に関するさまざまな相談体制の充実を図ります。	
61	24時間365日の小児二次救急の実施	関西医科大学小児科などの協力のもと、引き続き小児救急医療センターによる24時間365日の小児二次救急を実施します。	市立病院 総務企画室
62	産科開設のための取組	産科開設のため、医師や医療技術者の確保をはじめ、分娩設備や専用病床の整備に努めます。	

**施策の
方向**

19 地域で子どもを育てる環境づくり

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
63	放課後児童クラブの充実	学校、家庭、地域との連携を強化し、放課後児童クラブの施設の拡充や運営の充実を図ります。	子ども家庭室
64	子育て広場の充実	地域の子育て広場などで交流や情報交換の場を提供するとともに、保育士、保健師、助産師などによる相談や情報提供を行います。	健康・子育て支援室
65	子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの育成を図るとともに、サークル連絡協議会と連携し、サークル活動を支援します。	
66	子育て支援員・子育て支援ボランティアの養成・活用	子育て支援員研修を実施し、子育て支援員や子育て支援ボランティアを養成することにより、地域の子育て広場やファミリー・サポート・センター事業を通じて子育てを支援します。	
67	子どもを守る取組	犯罪や事故などから子どもを守るため、地域での仕組みづくりを進め、青少年の非行防止と健全育成、地域環境の向上に取り組みます。	文化生涯学習室
68	子どもの居場所づくり	休日や放課後の小中学生の活動拠点(居場所)づくりを推進するため、市・学校・地域が連携して放課後子ども教室を実施します。	
69	ボランティア活動への参加	ジュニアリーダー養成講座の開催やKidsサポータークラブの活動を通じて、青少年の地域ボランティア活動への参加を促進します。	
70	地域での家庭教育講座の推進	子育てに対する保護者の不安や悩みに対応する相談体制の一環として、地域に出向いて家庭教育講座を実施します。	教育センター

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

重点課題⑨ 高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備

関連するSDGsの目標



現状と課題

高齢、障害、貧困などの困難を抱えた人たちが自立した生活を送り、多様な生き方を選択できることは、男女共同参画社会を実現していく上で重要な意味があります。

その一方で、少子高齢化や核家族化の進展、ひとり親世帯や単身高齢者世帯の増加を背景に、各家庭が抱える生活課題は、高齢や障害によるものを始め、生活困窮、虐待、不登校、子どもの貧困、DVなど多様化・複雑化しています。特に女性は、出産・子育て・介護などによる就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあると言われています。また、8050問題^{※1}やダブルケア^{※2}、ケアラー^{※3}など、複合的な課題を有する家庭も増加しており、社会的孤立を防ぐための取組が重要になっています。

少子高齢化が進む中、本市の2020（令和2）年10月1日現在の65歳以上の高齢者は25,017人で、高齢化率は32.2%と3人に1人が高齢者という状況です。これは、大規模な住宅地開発に伴い、1970（昭和45）年以降、急激に人口が増加したことによるもので、近年の本市の高齢化率は、全国、三重県の平均と比較しても高い状況が続いています。現在の推計から、団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年には、本市の高齢化率は35.1%となり、2人に1人が高齢者になると予想されています。こうした中、本市では各地域づくり組織等が主体となり、有償ボランティア等の性活支援や子育て広場、配食サービスなどの地域力を生かした社会資源が培われてきました。

これからは、本市の誇るこれらの社会資源を基盤とし、地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進め、高齢者、障害者、子ども、女性などの各分野を横断した連携や相談支援体制を更に推進するとともに、まちの保健室^{※4}を拠点とした断らない相談支援・参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や専門職による伴走型支援といった「社会的処方^{※5}」など、「地域福祉教育総合支援ネットワーク^{※6}」の機能をさらに拡充し、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるようなまちづくりを進めていきます。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
生活保護を受けている割合（保護率）	0.75%	0.7%	0.7%	生活支援室
有償ボランティアなどによる住民同士の支え合い組織を整備した地域づくり組織の数	6地域	15地域	15地域	医療福祉総務室

※1 8050問題

高齢の親（80代）と中高年のひきこもりの子ども（50代）が同居し、社会から孤立する問題。親の高齢化に伴い深刻な困窮に陥る可能性が指摘されています。

※2 ダブルケア

子育てと親や親族の介護に同時に直面する状態のことをいいます。

※3 ケアラー

高齢、身体上、精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話やその他の援助を行っている人のこと。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーといいます。

※4 まちの保健室

市内15地区に整備している健康づくりの拠点。保健・福祉の専門職が常駐し、健康相談、福祉関係の生活相談やひとり暮らし高齢者などへの訪問活動を行うほか、子育て支援や健康づくり教室、介護予防教室などを行っている。

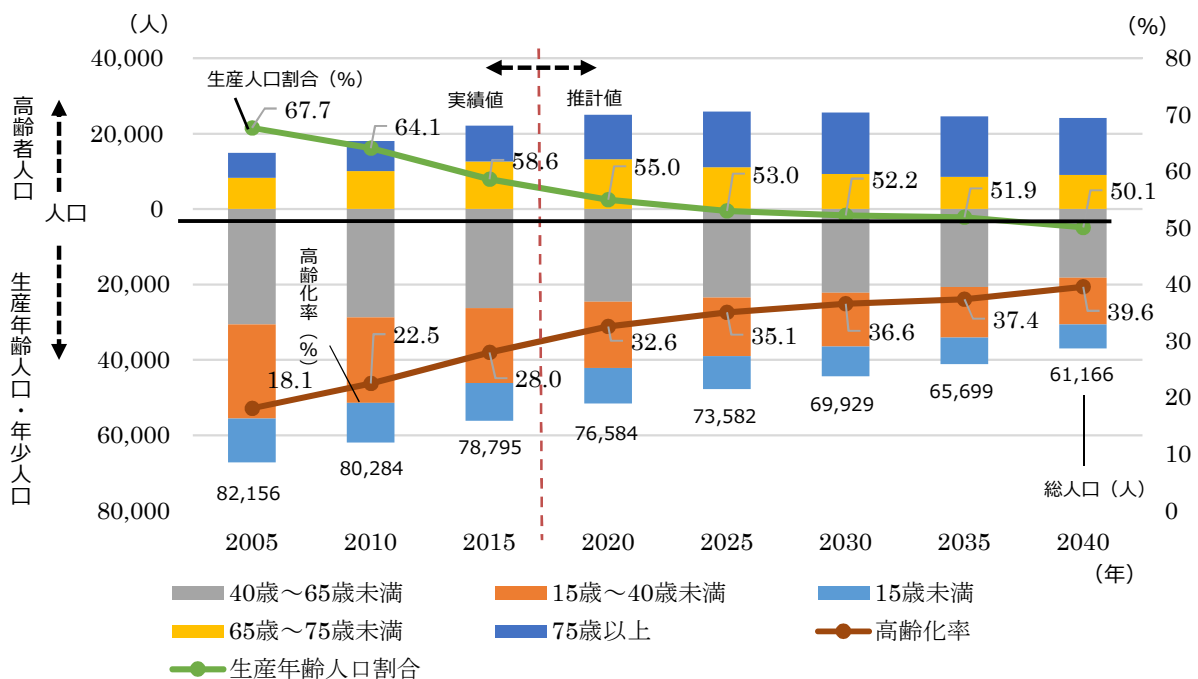
※5 社会的処方

地域での孤立や精神面での不調といった課題を抱える人に対し、ボランティア活動や運動サークルの紹介等、地域活動への参加を勧める（＝「社会とのつながり」を処方する）ことで、身体的、精神的、社会的に良好な状態を取り戻していくための手助けをしようというもの。

※6 名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク

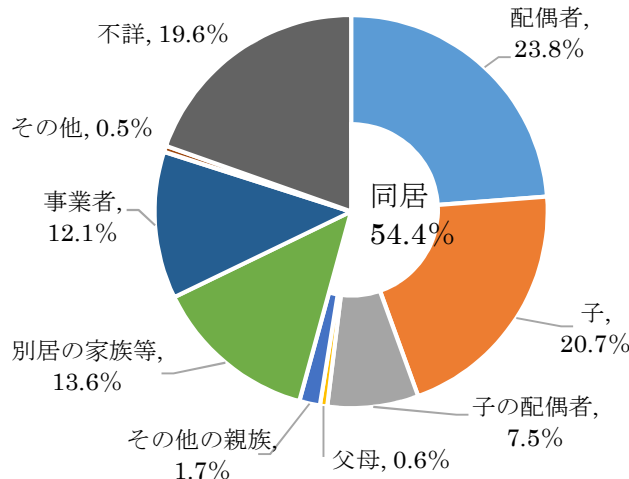
複合的な課題を有する方に対し、周囲のどこからでも必要な支援につなげる循環型システムを持った、全世代・全対象型包括支援センター機能をもつネットワークのこと。

図 9-1 名張市の人口・高齢化率の実績と推計



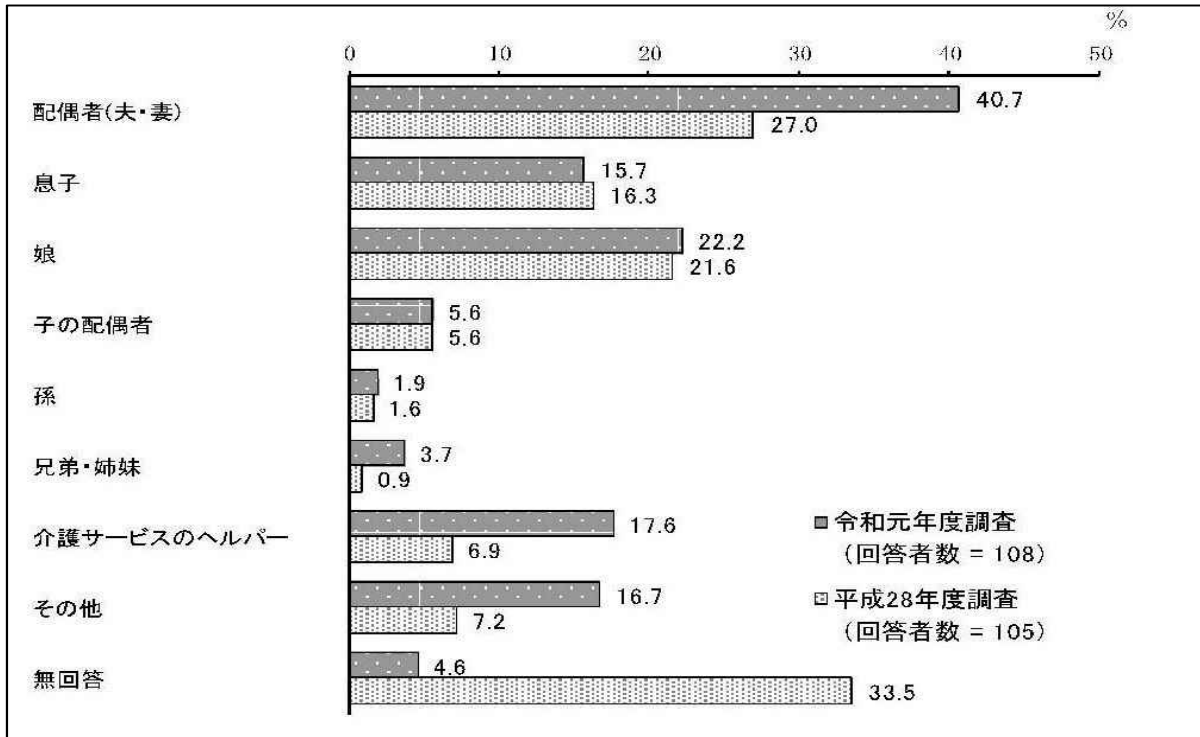
資料：「名張市高齢者保健福祉計画（第7次改訂）・介護保険事業計画（第6次改訂）」（2018年3月）より作成

図 9-2 主な介護者の状況



資料：「厚生労働省国民生活基礎調査」（令和元年度）より作成

図 9-3 主な介護者



資料：名張市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書

施策の方向 20 ひとり親家庭などに対する支援の充実

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
71	生活困窮世帯の自立支援	複合的な課題を抱えた生活困窮世帯への相談・就労支援・子どもへの学習支援などを行い、自立を促します。	生活支援室
72	生活保護世帯の自立支援	生活に必要な扶助を行うとともに、就労可能者への就労支援などを行い、自立を促します。	
73	ひとり親家庭の自立支援事業の推進	ひとり親家庭への子育て支援をはじめ、生活、就学、経済的支援など総合的な自立支援を行うとともに、児童への学習支援を行います。	子ども家庭室
74	ひとり親家庭相談事業の充実	母子自立支援員がひとり親家庭からの相談を受け、情報提供、助言を行います。	

施策の方向 21 高齢者や障害者が安心して暮らせる支援の充実

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
75	地域支え合い事業の推進	支援を必要とする人が抱える生活課題に対するサービス提供を行う有償ボランティア組織の立上げ支援及び充実を図ります。	医療福祉総務室
76	地域包括ケアシステムの推進	高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括ケアシステムにより、介護、医療、生活支援などの包括的な支援・サービスを提供します。	介護・高齢支援室 障害福祉室
77	障害者の生活環境の整備と自立支援	障害者が地域の中でともに暮らせる生活環境を整備するとともに、障害者の自立とその家族への社会参画に向けた支援を行います。	障害福祉室
78	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	地域における介護予防活動を推進し、健康寿命の延伸を図っていきます。また、地域住民の自助・互助の意識を醸成していくために、生活支援コーディネーターを配置します。	地域包括支援センター

基本目標Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり

重点課題⑩ 男女の人権尊重

関連するSDGsの目標



現状と課題

男女の人権尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。男女共同参画社会基本法においても、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」と規定しています。

しかし、社会通念や慣習などにおける男女の取扱いに見られる格差は依然として根深いものがあり、男女共同参画社会を実現する上で大きな障壁となっています。そのことを踏まえ、**条例**では、「すべての人は、あらゆる場において、性別による差別的な扱い、セクシュアルハラスメント、DVを行ってはならない」と、これらの禁止を規定しています。

2015（平成27）年9月に、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットにおいて採択されました。目標の中には「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」といった男女共同参画に関連するものも掲げられています。

また、本市において、2020（令和2）年8月に性の多様性が尊重され、誰もが生きやすい社会を実現することを決意した「性の多様性を認め合うまち・なばり」宣言が議員提案され、可決されました。同性愛者や両性愛者、自らの性に違和感を覚える人※1、性同一性障害者※2など性的マイノリティとされる人たちの人権を尊重するため、男性・女性だけではない多様な性のあり方に対する正しい理解が重要です。

近年、情報発信の手段が多様化する中、インターネットなどのメディアから発せられる情報の中には、固定的性別役割分担意識に偏った表現や性の商品化、暴力表現といった女性の人権に対する配慮を欠いた表現も少なくありません。社会的影響力の大きいメディアがジェンダー（社会的性別）意識を固定化する結果を招いている側面も否定できません。表現の自由は保障されなければなりません。各種メディアや公共空間において、性的、暴力的な不快表現に接しない自由など、情報を受ける側の人権に配慮した情報発信が求められます。同時に、市民も単に情報の受け手にとどまるのではなく、人権尊重の視点から、特に子どもや保護者へのメディア・リテラシー（情報識別・選択能力）※3向上への取組が重要な課題となっています。男女の人権を確立するために、あらゆる分野において一層の人権意識の高揚を図ることが求められます。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
「男女共同参画センター」の認知度	29.6%	60%	100%	人権・男女共同参画推進室

※1 自らの性に違和感を覚える人

生物学的性（体の性）と性自認（心の性）との間に違和感を覚える人（トランスジェンダー）のことを指します。

※2 性同一性障害者

トランスジェンダーの人たちの中には、自らの性自認に合わせた社会的な振る舞いによって違和感を解消する人もいますが、性別の違和感による苦しみを医療によって緩和しようとする人を「性同一性障害者」といいます。（性同一性障害は医学的な疾患名）

※3 メディア・リテラシー（情報識別・選択能力）

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

施 策 の 向 方 **22 性別に左右されない人権尊重の意識づくり**

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
79	性別による差別的な扱いの根絶に向けた啓発	性別による差別的扱いが人権侵害であることを市民が理解するとともに、自らの課題としてその根絶に向けて取り組めるよう、講座・学習会の実施、市広報などを通じた情報発信、資料作成など啓発を進めます。	人権・男女共同参画推進室
80	性的マイノリティについての理解の促進	性的マイノリティの現状と課題、今後の方策についての理解が深まるよう、関係機関・室と連携して、職員研修や地域での人権学習会のテーマとして取り上げるとともに、リーフレット作成など啓発を進めます。	

施 策 の 向 方 **23 メディアなどにおける人権尊重**

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
81	情報発信における人権への配慮とメディア・リテラシー向上に向けた啓発	市の情報発信における男女の人権への配慮と、市民へのメディア・リテラシーを高めるための啓発に努めます。	人権・男女共同参画推進室
82	広報なばりなどの紙面づくりの配慮	人権や男女共同参画に配慮した紙面づくり、ウェブページづくりに努めます。	秘書広報室
83	有害環境の浄化やメディア・リテラシー向上に向けた啓発	成人向け凶書の適正な販売やインターネットの適正利用の啓発を行うとともに、青少年へのメディア・リテラシーを高めるための研修を行います。	文化生涯学習室
84	メディア・リテラシー教育の推進	小中学校の情報教育担当者を中心として、メディア・リテラシー教育を推進します。	学校教育室



名張市男女共同参画センター、名張市人権センターが入っています。
(名張駅前:Navarie(なばりえ)2階 名張市市民情報交流センター内)

基本目標Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり

重点課題⑪ あらゆる暴力の根絶

関連するSDGsの目標



現状と課題

配偶者や高齢者、障害者、子どもへの暴力やセクシュアルハラスメント^{※1}、パワーハラスメント^{※2}など、身体的暴力だけでなく言葉による精神的な暴力なども含め、あらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり深刻な問題です。特にDVについては、被害者が女性であり、その背景として、社会的・経済的な男性の優位性や固定的な性別役割分担意識などがあります。

DVは、配偶者間にとどまらず、児童虐待とも密接な関係を持っており、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題として、根絶に向けた取組を進める必要があります。本市では、「名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会」を組織し、相談体制の充実と児童虐待やDVに対する正しい理解が浸透するよう啓発活動を進めるとともに、関係機関と連携して、未然防止、早期発見、被害者の救済及び支援の取組を行っています。

2020（令和2）年には、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、DVや虐待、失業などが一層深刻化しました。**生活不安やストレス、外出自粛から、全国的にもDV相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。本市においても、DV相談の延べ件数は、表11-1にみられるように、2020（令和2）年度の相談件数に占めるDV相談の件数割合は、39.5%と、コロナ禍となる前の2019（令和元）年度と比べて大きく増加しています。また、2020（令和2）年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、これまでにDVを受けたと回答した人の中には「誰にも相談しなかった」、「相談しても無駄だと思った」と回答した人が依然として存在しています。（図11-4、5）

働く場における、過去3年間のハラスメント相談件数については、「相談がない」と答えた企業の割合が一番高くなっています。一方で「過去3年間に相談があった」と回答した企業の**相談内容**の割合は、パワハラが一番高く48.2%となっています。（図11-2）

さらに、児童虐待や高齢者などへの暴力に加え、デートDVの問題やSNS^{※3}などインターネット上のコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪など、女性に対する暴力は多様化しており、迅速かつ的確な対応が求められます。あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力が人間としての尊厳を著しく侵害するものであることを理解することが重要です。そのためには、家庭、教育現場、地域、事業所などに向けた暴力を容認しない社会風土の醸成などと同時に、被害者救済や心のケア、自立支援などの取組を進めていく必要があります。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
「DV防止法」の認知度	71.2%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
セクハラ防止対策をしている事業所の割合	73.1%	75%	80%	

※1 セクシュアルハラスメント

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

※2 パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のこと。

※3 SNS

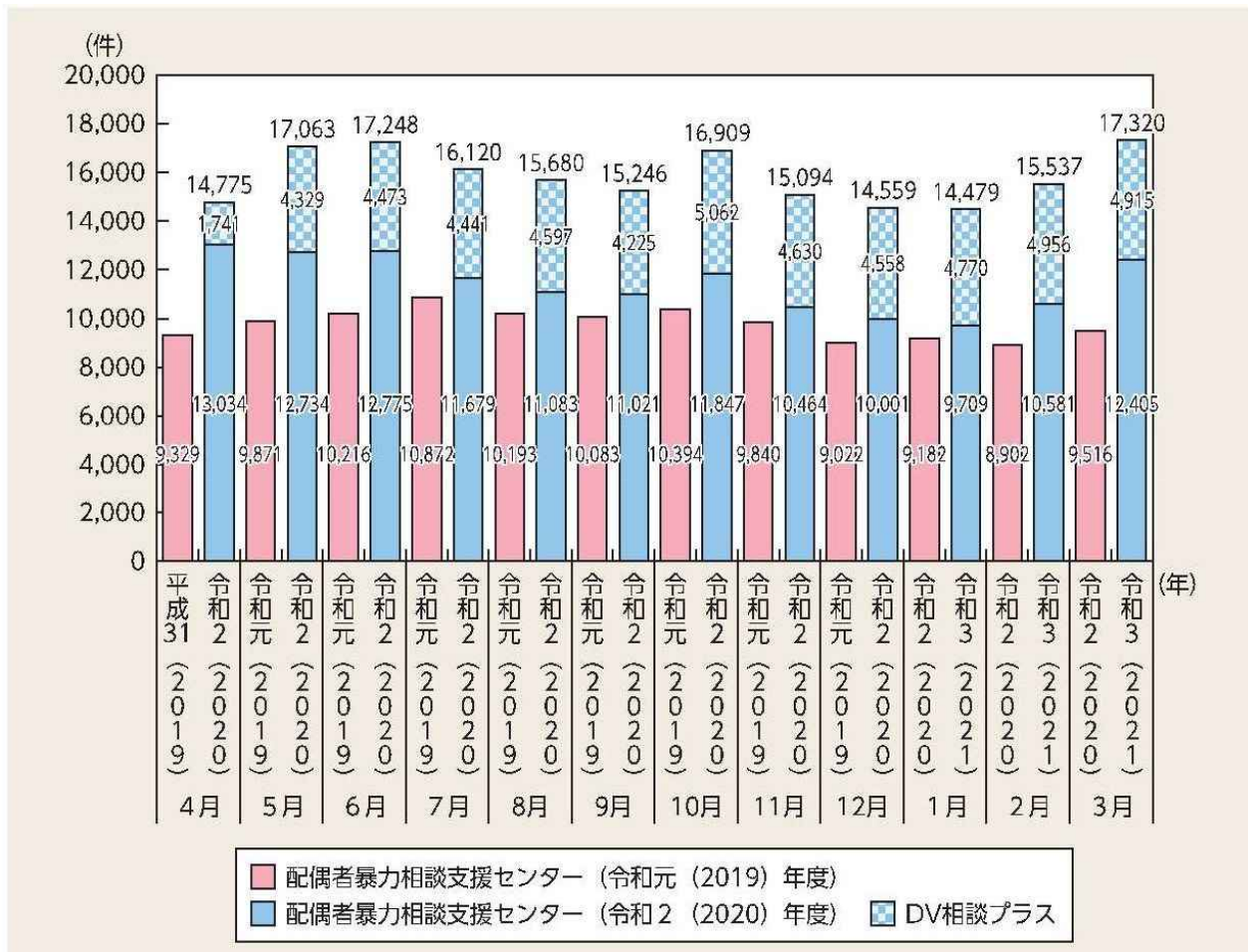
ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。フェイスブックやLINE など人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」のこと。

表 11-1 名張市女性相談件数(延べ件数)の推移

項目 年度	総合福祉 センター	男女共同参画 センター	計	うちDV 相談件数	DV相談 件数割合
2017年度	869	172	1,041	328	31.5%
2018年度	728	158	886	152	17.2%
2019年度	792	147	939	233	24.8%
2020年度	783	119	902	356	39.5%

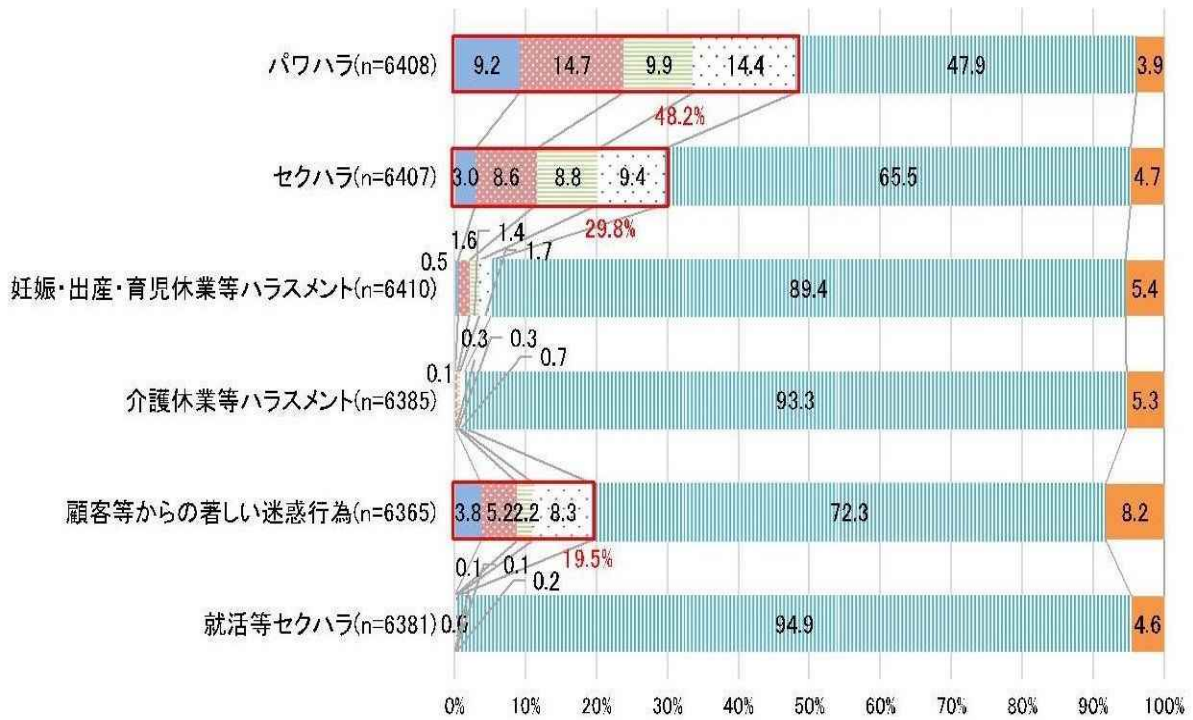
資料：名張市女性相談室、女性のための相談

図 11-1 DV 相談件数の推移(全国)



資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書令和3年版

図 11-2 過去 3 年間のハラスメント相談件数の傾向

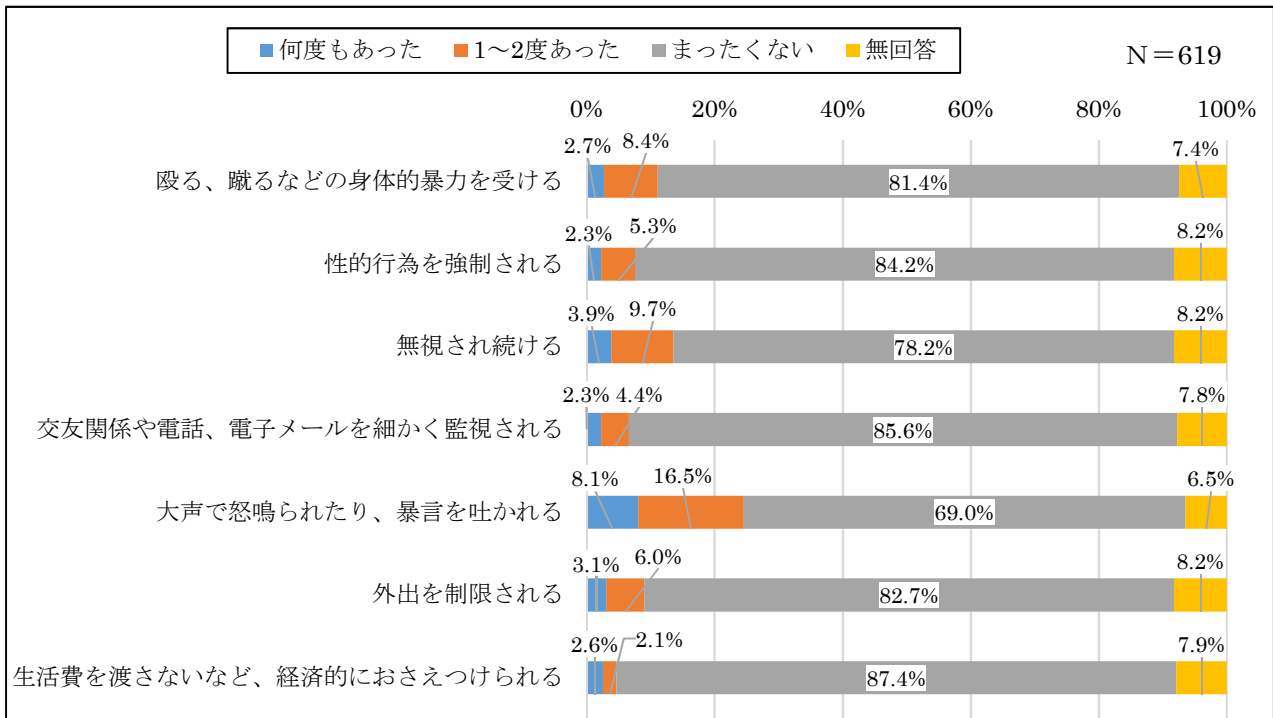


- 過去3年間に相談件数が増加している
- 過去3年間に相談件数が減少している
- 過去3年間に相談件数は変わらない
- 過去3年間に相談はあるが、件数の増減は分からない
- 過去3年間に相談はない
- 過去3年間に相談の有無を把握していない

(対象：全企業)

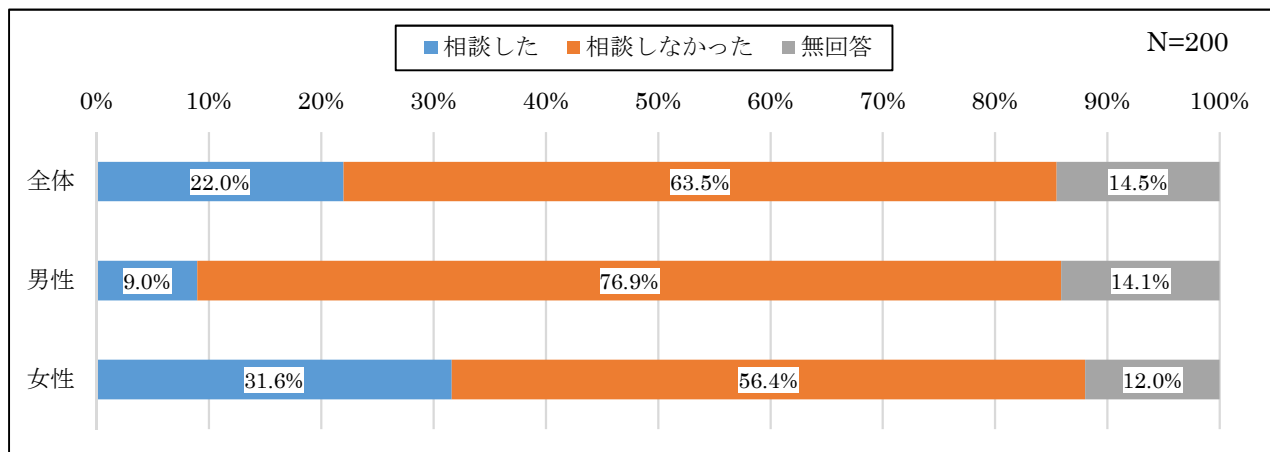
資料：令和2年度 厚生労働省委託事業
職場のハラスメントに関する実態調査報告書

図 11-3 DV の現状



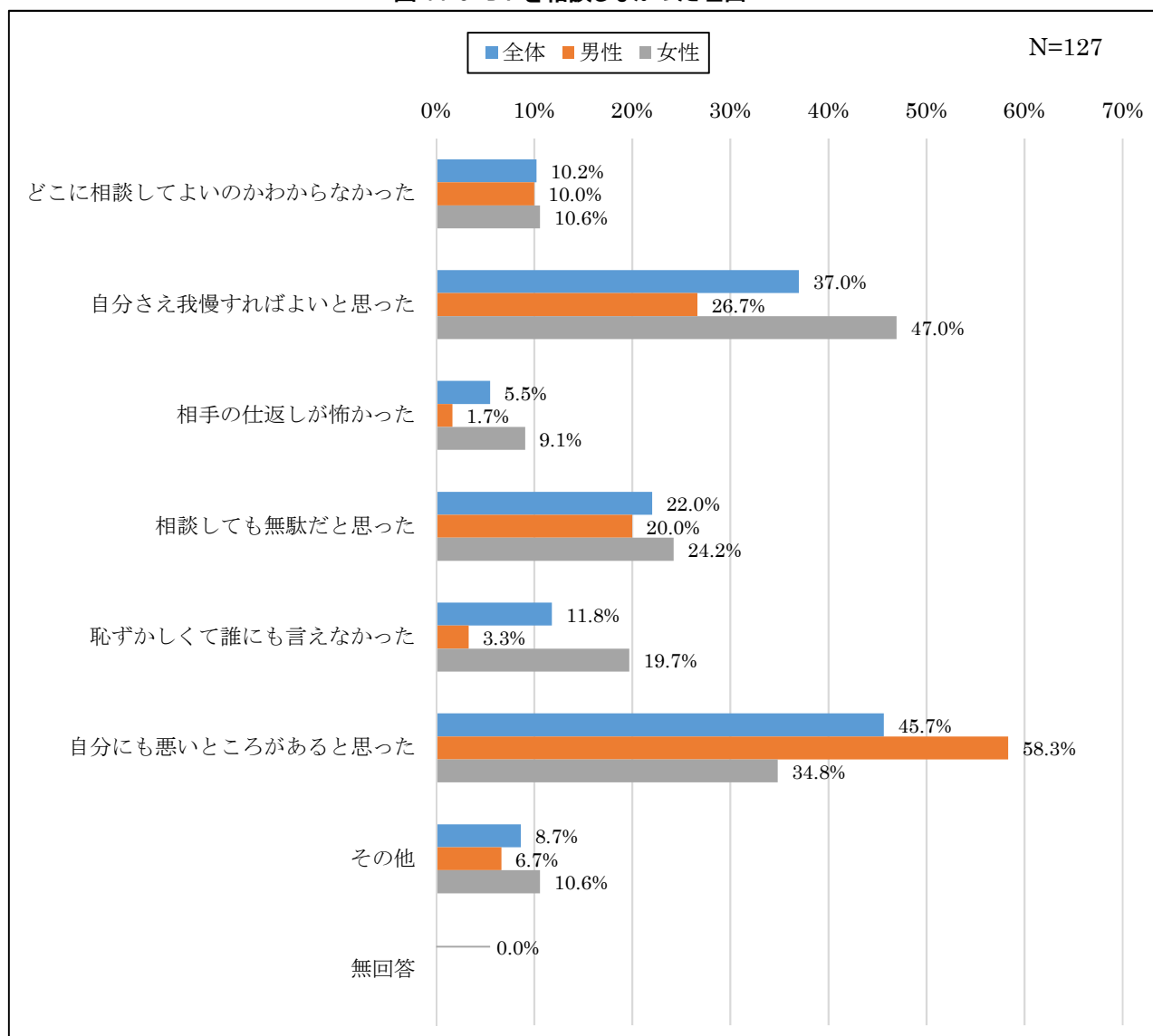
資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

図 11-4 DV の相談状況



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

図 11-5 DV を相談しなかった理由



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（2020年4月実施）

施策の向 24 権利侵害についての相談体制の充実

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
85	男女共同参画に関する相談及び苦情に対する適切な対応	相談及び苦情の申出に対し、必要に応じて男女共同参画専門員の意見を聴くなど、適切に対応します。	人権・男女共同参画推進室
86	女性弁護士相談の実施	人権侵害などに適切に対応するため、女性弁護士による法律相談を実施します。	

施策の向 25 DV防止対策及び被害者支援の充実

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
87	DV防止に向けた意識啓発	DVを防止するため、啓発物の配布や研修会などの開催を通して意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
88	要保護児童対策及びDV対策地域協議会による関係機関の連携	配偶者暴力相談支援センターや警察など、要保護児童対策及びDV対策地域協議会の構成機関(者)との連携を図るとともに、女性相談員の資質向上に努め、DV対策の対応力を強化します。	子ども家庭室
89	児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づく適切な対応	児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、DV被害者などへの早急な対応や自立支援などを行います。	

施策の向 26 セクシュアルハラスメントなどの防止

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
90	あらゆる暴力防止のための意識啓発	セクシュアルハラスメントをはじめとするあらゆる暴力を防止するため、啓発物の配布や研修会などの開催を通じて意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
91	職員へのハラスメントについての研修・相談窓口の充実	セクシュアルハラスメントなどの防止のため、研修の充実および相談窓口の周知を図ります。	人事研修室
92	事業所へのハラスメントの啓発	事業所に対して、セクシュアルハラスメントなどの認識と意識改革につながる啓発活動を行います。	商工経済室
93	教育現場のハラスメントの防止	教育現場におけるセクシュアルハラスメントなどを防止するため、教職員への研修と児童・生徒を含めた相談体制の充実を図ります。	学校教育室



「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動
デートDV防止啓発(高校校門前)



パネル展示(パープルリボン運動)

基本目標Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり

重点課題⑫ 生涯にわたる健康の確保

関連するSDGsの目標



現状と課題

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を実現するための前提であり、心身の健康についての正しい知識や情報の提供により、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の視点が重要です。

本市では、性差に応じたがん検診や生活習慣病の予防、介護予防などの予防施策に加え、令和3年1月より、不妊治療にかかる助成の拡充にも取り組んできました。今後は、検診率の向上や予防施策の充実などを図るとともに、女性外来（性差医療）の開設に向けた取組みを進めていくことが必要です。

一方、30歳代、40歳代を中心に男性の長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況であり、~~自殺者も多いことから、また、自殺者の傾向は、圧倒的に中高年の男性に集中していることから、~~精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するとともに、メンタルヘルスや自殺予防、喫煙やアルコール依存、薬物乱用などの解消のため心身の健康維持の支援体制の確立が重要となっています。

また、HIV／エイズや子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、男女双方に対し、性に関する正しい理解を深めるための環境の整備や、性教育の充実を図る必要があります。そして、正確な情報の提供と悩みに応えられる相談体制の充実による予防対策を、保護者への働きかけと併行して推進していくことが重要です。

このように、男女の生涯にわたる健康を確保するためには、健康教育や食育を含め、ライフステージに応じた健康対策を心身両面から実施するとともに、性差を踏まえたケアや保健・医療対策の充実を図る必要があります。

数値目標項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の認知度	3.2%	10%	20%	人権・男女共同参画推進室
健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合	80.3%	84%	85%	健康・子育て支援室
朝食を毎日食べる小中学生の割合	小:85.3% 中:85.3%	小:97% 中:97%	88%	学校教育室

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

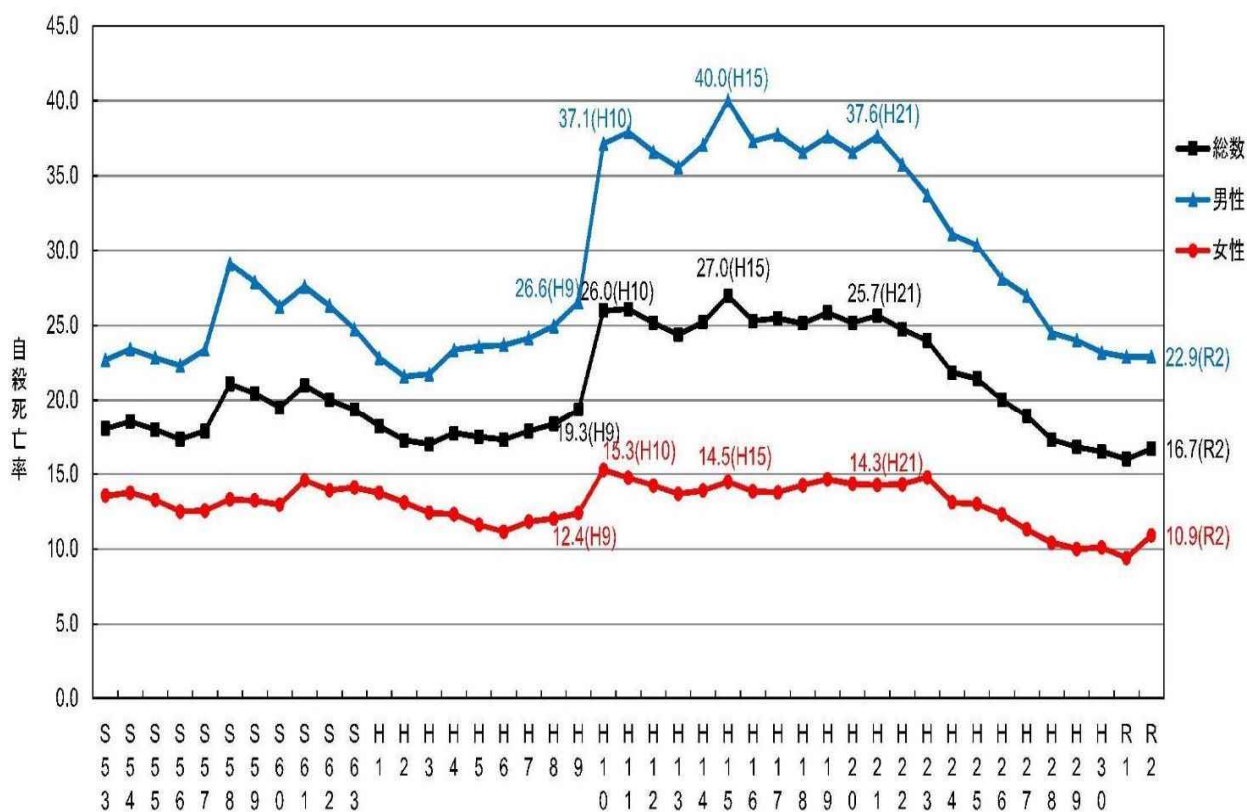
リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、「人間の生殖システム、その機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。

図 12-1 新規 HIV 感染者数、保健所等における HIV 抗体検査件数



資料：エイズ動向委員会報告（2021年3月）

図 12-2 総数及び男女別自殺死亡率の年次推移



資料：厚生労働省自殺対策推進室 令和2年中における自殺の状況（2021年3月）

施策の方向 27 生涯にわたる健康の保持促進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
94	市職員への心身の健康づくり支援	健康診断結果をもとにした保健師による健康相談や、メンタルヘルス研修を実施します。	人事研修室
95	男女の生涯にわたる健康の保持	地域づくり組織やまちの保健室などと連携し、身近なところで健康づくりや健康状況に応じた健康情報の提供を行うとともに、健康被害(喫煙、飲酒、薬物)の防止に努めます。	健康・子育て支援室
96	性と生殖に関する健康・権利の意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の意識啓発と情報提供を行うとともに、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済的な理由により生理用品を購入することが困難である「生理の貧困」問題についても、健康的な生活が守られるよう体制整備を行います。	
97	性感染症の予防	性感染症などを予防するため、互いの性を理解し、正しい知識に基づいて行動できるよう、教育や啓発に取り組みます。	
98	食育の推進	食生活改善推進員の育成や資質向上を図るなど、「食育推進計画」に基づき、食育の推進に取り組みます。	健康・子育て支援室
		発達段階に応じた食に関する知識と望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭などによる指導を行うとともに、家庭での食育のあり方などの情報提供を行います。	学校教育室
99	健康教育の推進	地域と連携して、市民の健康づくりを支援するための環境・しくみづくりに取り組むとともに、地域や小中学校と連携して、健康教育に取り組みます。	健康・子育て支援室
		発達段階に応じた性教育やHIV/エイズ教育、薬物乱用防止などの健康教育を行うとともに、保護者への啓発を行います。	学校教育室
100	誰もがスポーツに参加できる環境づくりと女性指導者の育成	誰もが気軽にスポーツに参加できる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブを育成するとともに、女性指導者の育成を図ります。	市民スポーツ室
101	女性外来開設のための取組	女性外来開設のため、医師や医療技術者など女性スタッフの確保に努めます。	市立病院 総務企画室

施策の方向 28 性差に応じた健康支援の推進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
102	性差に応じた相談体制の充実	性差に応じた相談や、心の健康を保つための相談窓口の周知と充実を図ります。	人権・男女共同参画推進室
103	健康増進事業の実施	性差に応じた健康診断やがん検診、不妊治療への助成などに取り組むとともに、健康相談を実施します。	健康・子育て支援室
104	メンタルヘルスへの支援	こころの活性化や休養、ストレス対処法などに関する情報や専門機関に関する情報提供を行います。	
105	自殺予防や産後の育児不安解消への支援	保健所など関係機関との連携による自殺予防のための講演会の開催や、こんにちは赤ちゃん訪問などによる産後の育児不安解消への支援に取り組みます。	

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、人権、教育、子ども、健康福祉など施策内容が多岐にわたっています。

条例第13条では、「市は、関係部局の相互連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に実施するため必要な推進体制を整備するものとします」と規定しています。

本計画の効果的な推進と総合的な調整は、主管室長会議および庁議において調整・協議を行うものとし、各施策の推進に関することは、名張市男女共同参画推進施策検討会議を中心として、関係室が連携し、調整・協議を行うことにより、全庁的な取組を進めていきます。

(2) 多様な主体との連携

本計画を推進するためには、市民・地域・事業者・市民活動団体などと行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協働した取組が必要となります。

本計画の施策を効果的に推進するため、名張市男女共同参画センター事業の充実により、市民に開かれた拠点施設として、多様な主体との連携、協働で取り組む体制を整えます。

また、必要に応じて、国、県、関係機関からの情報収集、情報交換、調査・研究などを行います。

2. 計画の進行管理

(1) 施策の評価分析による進行管理

本計画では、施策を総合的、計画的に推進するため、具体的施策の進捗状況の評価分析と数値目標の達成状況を把握したうえで、名張市男女共同参画推進審議会へ報告し、評価を受けるとともに、関係室へのフォローアップと市民への公表を行うことにより、実効性のある施策の推進に努めます。

(2) 計画の見直し

本計画は、効果的な施策の推進を図るため、計画期間の中間年である2021（令和3）年度までの実施状況や目標達成状況に加え、国の男女共同参画基本計画が5年ごとに見直されることに合わせ、計画の見直しを行うほか、国内外の社会情勢の変化や本市を取り巻く状況の変化に対応して、施策や推進方法を見直します。

数値目標一覧

基本目標	該当ページ	項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
Ⅰ 男参の 女画確 共意立 同識	P12	男女の固定的な役割分担に同感しないという市民の割合	76.1%	81%	84%	人権・男女共同参画推進室
		男女共同参画講座等学習機会の提供回数【延べ値】	—	80回	160回	人権・男女共同参画推進室
		名張男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体数	20団体	25団体	30団体	人権・男女共同参画推進室
Ⅱ あ男 ら女 ゆ共 同参 画に の推 け進 る	P19	「女性活躍推進法」の認知度	—	30%	40%	人権・男女共同参画推進室
		市における女性の管理職の割合（全体／一般行政職）	全体:27.7% 一般:18.1%	全体:35% 一般:32%	全体:40% 一般:35%	人事研修室
		市における管理職になりたいと考える女性職員の割合	—	40%※	40%	人事研修室
審議会等の女性委員の割合		25.7%	37%	40%以上60%以下	行政改革推進室	
女性委員のいない審議会等数		13	0	0	行政改革推進室	
小中学校における女性校長の割合		10.5%	増加させる	増加させる	学校教育室	
小中学校における女性教頭の割合		21%	増加させる	増加させる	学校教育室	
P22	「ポジティブ・アクション」の認知度	10.7%	20%	30%	人権・男女共同参画推進室	
	地域における男女共同参画に関する講座等の開催数	—	—	15回	人権・男女共同参画推進室	
	P24	働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合（女性）	27.7%	31%	36%	商工経済室
農業委員定数に占める女性農業委員の割合		13.8%	16%	29%	農業委員会	
認定農業者における女性農業者数		3人	4人	4人	農林資源室	
人材育成や専門的な知識・能力を身につける研修会・セミナーの開催など、就業や雇用を促進する取組が進んでいると感じる市民の割合（女性）		26.7%	29%	30%	商工経済室	
P29	防災訓練を実施した地区数【延べ値】	1,254	2,444	3,750	危機管理室	
	防災講習会の年間開催回数	25回	28回	30回	危機管理室	
	女性消防団員定数の充足率	70%	85%	—	消防総務室	
	名張市消防団における女性団員数の割合	—	—	5%	消防総務室	
Ⅲ 家活 庭動 生の 活両 と立 社支 会援	P31	市の男性職員の配偶者出産休暇の取得率	54.5%	100%※	100%	人事研修室
		市の男性職員の育児休業取得者数【延べ値】	1人	3人	5人	人事研修室
		市の職員1人当たりの年間時間外勤務時間数	248時間	200時間※	180時間	人事研修室
		市の職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数	10.5日	15日※	15日	人事研修室
		働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合	27.4%	31%	34%	商工経済室
	P36	待機児童数	27人	0	0	保育幼稚園室
		市内の保育施設や子育てサービス、相談窓口などの子育て支援施策に満足しているとした市民の割合	52.7%	63.5%	70%	保育幼稚園室
	P39	生活保護を受けている割合（保護率）	0.75%	0.7%	0.7%	生活支援室
		有償ボランティアなどによる住民同士の支え合い組織を整備した地域づくり組織の数	6地域	15地域	15地域	医療福祉総務室
		Ⅳ す権 環が 境で 尊づ る重 く人 ささ りの れ人 る	P42	「男女共同参画センター」の認知度	29.6%	60%
P44	「DV防止法」の認知度		71.2%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
	セクハラ防止対策をしている事業所の割合		73.1%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
P49	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の認知度		3.2%	10%	20%	人権・男女共同参画推進室
	健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合		80.3%	84%	85%	健康・子育て支援室
		朝食を毎日食べる小中学生の割合	小:85.3% 中:85.3%	小:97% 中:97%	88%	学校教育室

(備考)

- は市総合計画「新・理想郷プラン」第2次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定した目標値。
- 中間目標値のうち、※は名張市特定事業主行動計画に基づく数値目標のため、目標年度は2020(令和2)年度。

名張市男女共同参画推進審議会委員名簿

委員任期：令和2年5月11日～令和4年5月10日

選出区分	氏名	役職名等	任期	備考
市民	金野 千恵子	市民公募	令和2年8月25日～令和4年5月10日	
事業者	杉岡 雪子	イーナバリ株式会社 代表取締役社長	令和2年5月11日～令和4年5月10日	副会長
市民活動 団体等	森本 良樹	名張市地域づくり組織代表者会議	令和2年5月27日～令和3年5月25日	
	廣岡 庄一	名張市地域づくり組織代表者会議	令和3年5月26日～令和4年5月10日	
教育に 携わる者	西澤 祐子	名張市小中学校長会	令和2年5月11日～令和4年5月10日	
学識経験者	池田 久代	元皇學館大学文学部教授	令和2年5月11日～令和4年5月10日	
関係行政 機関の職員	阪 靖之	三重県ダイバーシティ社会推進課 課長	令和2年5月11日～令和3年3月31日	
	浮田 知樹	三重県ダイバーシティ社会推進課 課長	令和3年4月1日～令和4年5月10日	
市長が 認める者	川岡 加寿子	名張市人権センター 事務局長	令和2年5月11日～令和4年5月10日	
	細見 三英子	ジャーナリスト	令和2年5月11日～令和4年5月10日	会長



名張市男女共同参画基本計画 答申書

平成28年12月16日

名張市長 亀井 利克 様

名張市男女共同参画推進審議会
会長 細見 三英子

名張市男女共同参画基本計画の策定について（答申）

平成28年1月18日付名人共第495号で諮問のありました、名張市男女共同参画基本計画について、慎重に審議を重ね、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、男女共同参画基本計画の実施にあたっては、本審議会の審議過程で出された意見を尊重するとともに、特に次の事項に配慮されるよう要請いたします。

1. 男女共同参画に関する意識がひろく市民に浸透するよう、意識啓発に向けた効果的な取組を進められたい。
2. 性別にかかわらず市民1人ひとりがしあわせに暮らしていくため、あらゆる分野での男女共同参画の実現と、女性の活躍推進に向けた取組を進められたい。
3. 事業の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、事業者、地域づくり組織、市民活動団体など多様な主体との連携・協働により取組を進められたい。
4. 計画の進行管理にあたっては、男女共同参画の視点に立った事業評価に基づく施策の進捗状況や数値目標の達成率を公表するなど、計画の実効性の確保を図られたい。
5. この計画がひろく市民に理解していただけるよう、市ホームページや男女共同参画センターの情報発信力を高め、市民が情報を得やすい環境を整えるよう配慮されたい。

後日作成予定

名張市男女共同参画推進に係る市民意識調査及び事業所アンケートの概要(2020年)

第2次名張市男女共同参画基本計画見直しにかかる基礎資料として、令和2年度に市民意識調査及び事業所アンケートを実施しました。概要は下記のとおりです。

<男女共同参画に関する市民意識調査>

- ・調査対象 市内在住の20歳以上の男女：1,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
- ・調査方法 郵送による配布と回収 ※送付物：調査票・返信用封筒
- ・調査期間 令和2年4月10日（金）～5月15日（金）
- ・回収状況 回収数 619人（回収率：40.8%）
【参考／前回調査（平成26年10月1日～31日）】
 - ・調査対象：20歳以上の市内在住の男女1,495人（住民基本台帳から無作為抽出）
 - ・調査方法：郵送配布、郵送回収 ・回数数598人（回収率：40.0%）

<男女共同参画に関する事業所アンケート調査>

- ・調査対象 名張市人権・同和教育推進協議会企業部会加盟企業・事業所：168か所
- ・調査方法 郵送による配布と回収 ※送付物：調査票・返信用封筒
- ・調査期間 令和2年4月10日（金）～5月15日（金）
- ・回収状況 回収数 79事業所（回収率：47.3%）
【参考／前回調査（平成26年10月1日～10月31日）】
 - ・調査対象：名張市人権・同和教育推進協議会企業部会加盟企業・事業所 158か所
 - ・調査方法：郵送配布、訪問による回収及び郵送回収 ・回収数 82事業所（回収率51.9%）

<調査結果の表示>

- ・集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入していますので、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・図中のN値は、当該設問の対象者数を表します。

男女共同参画都市宣言

わたしたちは
男女が 性別にとらわれず 世代を超えて
互いに個性を尊重し 高めあいながら
共に参画し 責任をもち 生き生きと輝いて暮らせる
魅力に満ちた「まち」 名張市を築くため
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成16年 6月22日

名張市男女共同参画推進条例

平成17年10月3日
条例第24号

目 次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 基本的施策（第11条－第21条）
- 第3章 相談及び苦情への対応（第22条－第23条）
- 第4章 名張市男女共同参画推進審議会（第24条）
- 第5章 補則（第25条）
- 附 則

名張市は、日本国憲法にうたわれた『個人の尊重』と『男女平等』の理念を受け、男女が生き生きと輝いて暮らせるまちを築くために、多彩な市民の融合と共存を原動力として、さまざまな施策の推進に努めてきました。

しかしながら、男女の性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行が、今なお、根強く存在しており、さらに配偶者等への暴力が新たに社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されています。

わたしたちは、人間尊重を原点に、性別にかかわらず、多様な生き方が尊重され、生涯を通してそれぞれの夢に挑戦することができる環境を望んでいます。このためには、世代や分野を超えたあらゆる場において個性や能力を十分に発揮し、責任を分かち合い、生きがいを持って暮らしていける社会を創造していかなければなりません。

このことから、わたしたちは、男女共同参画社会の実現を新しい時代の要請を受けて取り組むべき重要課題と位置づけ、市民一人ひとりが互いを大切に、男女が共に輝く、平和で暮らしやすい名張市を築くため、この条例を制定します。

第1章 総則

目 的

第1条 この条例は、名張市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民、事業者、市民活動団体等、教育に携わる者及び市の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定め、男女共同参

画社会を実現することを目的とします。

定 義

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画

性別にかかわらず、すべての人が自らの意思により、社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、共に責任を担うことをいいます。

(2) 積極的改善措置

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するために男女のいずれか一方に対し、積極的に機会を提供することをいいます。

(3) 市民

市内に住む者、働く者又は学ぶ者をいいます。

(4) 事業者

市内において事業を行う個人又は法人をいいます。

(5) 市民活動団体等

市内において活動を行う市民団体及びコミュニティ活動のための組織等をいいます。

(6) セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

性的な言動によって他の者を不快にさせ、生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応に起因してその者に不利益を与えることをいいます。

(7) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等への暴力）

配偶者、恋人等の親密な関係にある者への身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為及びそれを目撃することで起こる子ども等への心理的虐待をいいます。

基本理念

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとします。

(1) 男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 社会における制度及び慣行についての見直し

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直されること。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、市民活動団体等その他の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活と社会活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活と職業生活、地域活動その他の社会活動とを両立できるようにすること。

(5) 次世代の育成

次代の社会を生きる子どもを「こころ豊かに育む」ために、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において男女が共に参画し責任を担い、安心して子どもを産み、慈しみ育てられる環境づくりへの取組が進められること。

(6) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、それぞれの性にかかわる身体的特徴について理解を深めるとともに、生命の尊厳及び母体の保護を基に、妊娠、出産等について互いの意思及び決定を尊重すること。

(7) あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組

家庭、学校、職場、地域その他あらゆる教育及び学習の機会において、性別にかかわらず、個人として自ら学び、考え、決定して行動することの重要性を認識し、男女共同参画への理解を深めるための取組がされること。

(8) 国際的視野での協調

男女共同参画社会の実現に当たっては、国際社会における取組と連動し、国際社会の一員としての視野に立ち協調すること。

市民の責務

第4条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 市民は、市、事業者及び市民活動団体等が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

事業者の責務

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するとともに、その雇用する男女の職業生活が家庭生活、地域活動その他の社会活動と両立できる職場環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、市、他の事業者及び市民活動団体等が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めな

ればなりません。

市民活動団体等の責務

第6条 市民活動団体等は、基本理念に基づき、その団体活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めなければなりません。

2 市民活動団体等は、市、事業者及び他の市民活動団体等が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

教育に携わる者の責務

第7条 家庭教育、学校教育、生涯学習その他あらゆる教育に携わる者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければなりません。

市の責務

第8条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じ。）を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければなりません。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民の意見を尊重するとともに、市民、事業者、市民活動団体等及び教育に携わる者（以下「市民等」といいます。）のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければなりません。

3 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければなりません。

4 市は、政策の立案及び決定過程に男女の区別なく参画できること、男女が共に働きやすい職場環境の整備等、率先して男女共同参画を推進しなければなりません。

性別による権利侵害の禁止

第9条 すべての人は、あらゆる場において、次の行為をしてはなりません。

(1) 性別による差別的な扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

広告物等の表現への配慮

第10条 すべての人は、広く市民等を対象として、広告、ポスター、看板等で情報を提供しようとする場合、性別による固定的な役割分担意識及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度な性的表現を行わないよう配慮しなければなりません。

第2章 基本的施策

基本計画

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2 市は、基本計画を策定又は変更するときは、名張市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民の意

見を反映させるよう努めなければなりません。

3 市は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

施策の策定等に当たっての配慮

第12条 市は、あらゆる施策を定め、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければなりません。

推進体制の整備

第13条 市は、関係部局の相互連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に実施するため必要な推進体制を整備するものとします。

調査研究

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を定めること及びその推進に必要な事項について、調査研究を行うとともに、その成果を施策に反映させるものとします。

市民等の理解を深める取組

第15条 市は、市民等の男女共同参画に関する意識及び理解を深めるよう、情報提供及び広報活動等の充実に取り組まなければなりません。

積極的改善措置

第16条 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、原則として男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満にならないように努めなければなりません。

2 市は、事業者及び市民活動団体等に対して、積極的改善措置のための助言をすることができます。

市民等の活動への支援

第17条 市は、市民等に対して、男女共同参画の推進活動に関する情報の提供、人材の育成及びその他必要な支援を行うものとします。

事業者等からの報告

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する現状及びその他必要な事項について、事業者及び市民活動団体等に報告を求めることができます。

男女共同参画について考える日

第19条 市は、毎月22日を男女共同参画について考える日と定め、市民等の理解を深め、関心を高めるための活動を行うものとします。

拠点機能の整備

第20条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、及び市民等による男女共同参画の取組を支援するために、総合的な拠点機能を整備するものとします。

施策の実施状況の公表

第21条 市は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について、広く市民に周知できるよう工夫して公表しなければなりません。

第3章 相談及び苦情への対応

相談及び苦情への対応

第22条 市は、性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント、又はドメスティック・バイオレンスによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、被害者保護のために必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた適切な対応をするものとします。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関して市民等からの苦情の申出があった場合は、問題解決に向けた適切な対応をするものとします。

男女共同参画専門員による処理

第23条 市は、前条の相談及び苦情の申出（以下「申出等」といいます。）に対応するため、男女共同参画専門員（以下「専門員」といいます。）を置きます。

2 市は、申出等があった場合は、申出者の意思を尊重し、必要に応じて専門員の意見を聴き処理するものとします。

3 専門員は、申出等に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができるものとします。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければなりません。

第4章 名張市男女共同参画推進審議会

男女共同参画推進審議会

第24条 男女共同参画の推進に関して必要な事項を調査審議するため、名張市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、男女共同参画の施策の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べるすることができます。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織します。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないようにしなければなりません。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命します。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 市民活動団体等関係者

(4) 教育に携わる者

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げません。

第5章 補則

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。

名張市における男女共同参画施策のあゆみと現状

年度	世界の動き	日本の動き	名張市の動き
1975(昭和50)	国際婦人年世界会議 「世界行動計画」採択		
1977(昭和52)		「国内行動計画」策定	
1979(昭和54)	女子差別撤廃条約採択		
1980(昭和55)	国連婦人の十年中間年世界会議		
1985(昭和60)	国連婦人の十年ナイロビ世界会議	男女雇用機会均等法公布 女子差別撤廃条約批准	
1986(昭和61)		男女雇用機会均等法施行	
1987(昭和62)		「新国内行動計画」策定	
1990(平成 2)	「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		社会教育団体(婦人会等)活動支援
1991(平成 3)		育児休業法公布	
1992(平成 4)		育児休業法施行	女性施策検討委員会設置
1993(平成 5)			企画調整課に婦人問題担当配置
1994(平成 6)		男女共同参画室設置	女性問題に関する市民意識調査実施
1995(平成 7)	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業法改正(介護休業制度の法制化)	地域振興課に青少年女性室設置 女性行動計画策定のための市民アンケート実施 名張市女性行動計画策定懇話会設置
1996(平成 8)		男女共同参画2000年プラン策定	名張市女性行動計画「ベルフラワープラン」策定
1997(平成 9)		労働基準法改正(女子保護規定撤廃) 男女共同参画審議会設置 保険法公布	
1999(平成11)		男女共同参画社会基本法公布、施行 男女雇用機会均等法改正	
2000(平成12)	国連特別総会「女性2000年会議」	男女共同参画基本計画策定	
2001(平成13)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置(内閣府) 配偶者暴力防止法施行 育児・介護休業法改正	
2002(平成14)			女性模擬議会開催 男女いきいき講座開催 情報誌「ベルフラワー」創刊号発行
2003(平成15)		次世代育成支援対策推進法公布、施行	生活環境部に男女共同参画室設置 男女共同参画推進施策検討会議設置(庁内) 男女共同参画推進懇話会設置 ベルフラワープラン推進状況調査、プラン検証 男女共同参画推進にかかる基礎調査実施
2004(平成16)		配偶者暴力防止法改正 育児・介護休業法改正	名張市男女共同参画都市宣言 名張男女共同参画推進ネットワーク会議設立
2005(平成17)	国連「北京+10」世界閣僚級会合	男女共同参画基本計画(第2次)策定	名張市男女共同参画推進条例制定
2006(平成18)		男女雇用機会均等法改正	名張市男女共同参画推進条例施行
2007(平成19)		配偶者暴力防止法改正	名張市男女共同参画基本計画策定
2009(平成21)		育児・介護休業法改正	名張市男女共同参画センター開設
2010(平成22)	国連「北京+15」記念会合	第3次男女共同参画基本計画策定	「男女共同参画つうしん」創刊号発行
2013(平成25)		配偶者暴力防止法改正	
2014(平成26)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		市民意識調査、事業所アンケート調査実施
2015(平成27)	国連「北京+20」記念会合	女性活躍推進法公布 第4次男女共同参画基本計画策定	
2016(平成28)		女性活躍推進法施行	第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ策定

2017(平成29)		育児・介護休業法改正	「まちじゅう元気！イクボス宣言なばり」宣言式
2018(平成30)		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布、施行	
2019(令和元)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律公布 配偶者暴力防止法改正	
2020(令和2)	国連「北京+25」記念会合	第5次男女共同参画基本計画策定	市民意識調査、事業所アンケート調査実施
2021(令和3)			第2次名張市男女共同参画基本計画ヘルフラワーⅡ（改訂版）策定

用語解説（50音順）

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。フェースブックやLINEなど人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」のこと。

エンパワーメント

力をつけること。女性が政治、経済、社会、家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方。

ケアラー

高齢、身体上、精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話やその他の援助を行っている人のこと。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーといえます。

社会的処方

地域での孤立や精神面での不調といった課題を抱える人に対し、ボランティア活動や運動サークルの紹介等、地域活動への参加を勧める（＝「社会とのつながり」を処方する）ことで、身体的、精神的、社会的に良好な状態を取り戻していくための手助けをしようというもの。

ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／SEX）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性・女性の別をジェンダー／gender（社会的性別）という。

ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）

世界経済フォーラム（World Economic Forum）が毎年公表している男女格差を測る指数。世界各国における経済、教育、保健、政治の4分野（14項目）のデータから指数を算出し、総合点で順位付けしたもの。0が完全不平等、1が完全平等。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に、2015（平成27）年8月に成立、**2016年（平成28年）4月に施行された**10年間の時限立法。301人以上〔2022（令和4）年4月からは、101人以上〕の労働者を常時雇用する事業所と、事業主としての国や地方公共団体には、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。300人以下の労働者を雇用する事業所については現在努力義務。

性的マイノリティ（性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう）

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感をもつ人）などの方々の総称として使われています。言葉の頭文字をとった「LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）」という言葉は、性的マイノリティと同じ意味合いで使用されることが多いです。

性同一性障害者

トランスジェンダーの人たちの中には、自らの性自認に合わせた社会的な振る舞いによって違和感を解消する人もいますが、性別の違和感による苦しみを医療によって緩和しようとする人を「性同一性障害者」といいます。（性同一性障害は医学的な疾患名）

セクシュアルハラスメント

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といえます。

ダブルケア

子育てと親や親族の介護に同時に直面する状態のことをいいます。

地域型保育事業

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度において、待機児童の多い0歳から2歳までの子ども対

象とした地域型保育事業が市町村の認可事業として創設されました。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つのタイプがあり、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を提供します。

DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力などの精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれます。デートDVは、結婚していない若い恋人間に起こる暴力、デート相手に対する暴力のこと。

第2次名張市特定事業主行動計画

女性の活躍推進に向けて、本市が事業主として市職員を対象に取り組み方針と数値目標を設定した行動計画。
計画期間：2021（令和3）年度～2026（令和8）年度

名張版ネウボラ

本市では、産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てできる環境を整備するため、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児の切れ目のない相談・支援の場、またその仕組みを作っています。これを「名張版ネウボラ」と呼んでいます。

名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク

複合的な課題を有する方に対し、周囲のどこからでも必要な支援につなげる循環型システムを持った、全世代・全対象型包括支援センター機能をもつネットワークのこと。

ハラスメント

いろんな場面での「いやがらせ、いじめ」のこと。その種類はさまざまですが、本人の意思にかかわらず、他者にする発言・行動などが相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。セクシュアルハラスメント（セクハラ）のほか、モラルハラスメント（モラハラ）、アカデミックハラスメント（アカハラ）などがあります。

8050問題

高齢の親（80代）と中高年のひきこもりの子ども（50代）が同居し、社会から孤立する問題。親の高齢化に伴い深刻な困窮に陥る可能性が指摘されています。

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のこと。

病児・病後児保育

保育所や幼稚園、小学校（3年生まで）などに通う子どもが、病期中または病気の回復期にあり、集団生活が困難で家庭でも保育できない場合に、専用の保育室で一時的に預かる事業。

保育所など

市立保育所、民間保育園のほか、民間認定こども園を指します。認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を備えています。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思において社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を解消するために必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

まちの保健室

市内15地区に整備している健康づくりの拠点。保健・福祉の専門職が常駐し、健康相談、福祉関係の生活相談やひとり暮らし高齢者などへの訪問活動を行うほか、子育て支援や健康づくり教室、介護予防教室などを行っている。

自らの性に違和感を覚える人

生物学的性（体の性）と性自認（心の性）との間に違和感を覚える人（トランスジェンダー）のことを指します。

メディア・リテラシー（情報識別・選択能力）

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、「人間の生殖システム、その機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

ワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



名張市地域環境部 人権・男女共同参画推進室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
TEL 0595 - 63 - 7559 FAX 0595 - 63 - 4677
E-mail kyodo@city.nabari.mie.jp
HP <http://www.city.nabari.lg.jp/>